令和４年６月定例会

南伊豆町議会会議録

令和４年　６月７日　開会
令和４年　６月８日　閉会

南伊豆町議会

令和四年六月定例会

令和四年六月定例会

南伊豆町議会会議録

南伊豆町議会会議録

令和４年６月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（６月７日）

○議事日程……１
○本日の会議に付した事件……１
○出席議員……１
○欠席議員……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会宣告……３
○議事日程説明……３
○開議宣告……３
○会議録署名議員の指名……３
○会期の決定……４
○諸般の報告……４
○行政報告……４
○一般質問……８
　加　畑　　毅　君……８
　黒　田　利貴男　君……２３
　横　嶋　隆　二　君……３４
　宮　田　和　彦　君……５１
　漆　田　　修　君……６４
○散会宣告……８１
○署名議員……８３

第　２　号　（６月８日）

○議事日程……８５
○本日の会議に付した事件……８６
○出席議員……８６
○欠席議員……８６

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……８６
○職務のため出席した者の職氏名……８７
○開議宣告……８８
○議事日程説明……８８
○会議録署名議員の指名……８８
○報第１号の上程、説明、質疑……８８
○報第２号の上程、説明、質疑……９０
○報第３号の上程、説明、質疑……９１
○報第４号の上程、説明、質疑……９３
○諮第２号及び諮第３号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……９４
○議第４４号～議第５４号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……９６
○議第５５号及び議第５６号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１００
○議第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０５
○議第５８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０７
○議第５９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０８
○議第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０９
○議第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１２
○議第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２０
○議第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２１
○発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１２２
○各委員会の閉会中の継続調査申請書……１２４
○閉議及び閉会宣告……１２４
○署名議員……１２５

令和４年６月定例町議会

（第１日　６月７日）

令和４年６月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和４年６月７日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒　田　利貴男　君	２番	宮　田　和　彦　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	谷　　正　君	６番	長　田　美喜彦　君
７番	稲　葉　勝　男　君	８番	清　水　清　一　君
９番	漆　田　　修　君	１０番	齋　藤　　要　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	岡　部　克　仁　君	副　町　長	橋　本　元　治　君
教　育　長	佐　野　　薫　君	総　務　課　長	渡　邊　雅　之　君
防　災　室　長	平　山　貴　広　君	企　画　課　長	菰　田　一　郎　君
地方創生室長	勝　田　智　史　君	地域整備課長	飯　田　満寿雄　君

商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	髙橋健一君
教育委員会事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計室長	佐藤禎明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（谷　　正君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和４年６月南伊豆町議会定例会を開会します。

本町では、５月１日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願い申し上げます。上着の着脱につきましては、各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（谷　　正君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（谷　　正君）　これより、本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷　　正君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１番議員　　黒　田　利貴男　君

２番議員　　宮　田　和　彦　君

◎会期の決定

○議長（谷　　正君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月８日までの２日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から６月８日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（谷　　正君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

令和４年３月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（谷　　正君）　日程第４、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

令和４年南伊豆町議会６月定例会の開会に当たり、令和４年３月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

１、新型コロナウイルスの予防接種について

直近における新型コロナウイルスの感染症の状況では、若年層を中心とした感染拡大が顕著で、家庭内や学校等での感染傾向が見られる中、重症・中等症患者数は低く抑えられております。

国では、今後に向けて外国人観光客の受入れ、屋外でのマスク非着用などが検討されており、アフターコロナ・ウィズコロナに向けた施策の転換が図られるものと考えられます。

本町のワクチン接種の状況では、本年１月から３回目となる追加接種が実施され、医療関係者等への接種を皮切りに４月30日には住民向けの集団接種が完了し、町内診療所における補完的な個別接種に移行しております。

また、接種率では、65歳以上で91％を超え、町民全体でも75％を超える接種率となっております。

今後予定されるワクチン接種に向けては、副反応が少ないとされる武田・ノババックス社製を使用することで、接種率が低い現役世代に対する３回目接種の促進を図る一方、重症化予防のため60歳以上及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方を対象とした４回目の追加接種を決定いたしました。

現在、住民向け集団接種を７月下旬から開始するための準備を進めるとともに、各医療機関との連携の下、迅速かつ円滑な接種体制の構築に向けて取り組んでまいります。

２、ＤＸを推進する人材育成に向けた包括連携協力に関する協定締結

令和４年３月３日、Ｍｏｄｉｓ株式会社とＤＸを推進する人材育成に向けた包括連携協力に関する協定を締結いたしました。Ｍｏｄｉｓ株式会社は、世界最大規模の人材サービス企業であるアデコグループの中で、ＩＴ・エンジニアリングに特化した人材サービスを提供する企業であり、企業コンセプトとして「人材躍動化」を掲げ、社員に対する様々なキャリアサポートを提供しております。

その一つに、地方の課題を自ら発見し、自らのスキルであるデジタル技術等の活用による課題解決手法を探ることで、自らのキャリアアップを図ることを目的とした研修プログラム「地方創生ＶＩ」を通して、全国約20の自治体と連携して活動しており、本町では令和２年度からこの「地方創生ＶＩ」の研修フィールドとして取組に参加し、７名のエンジニアが活動を行ってまいりました。

この活動では、急速に進展するデジタル技術の活用について、専門的な知識を持った人材が継続的に地域と関わることの有効性を改めて確認されるとともに、国が進めるＧＩＧＡスクール構想の実現や自治体ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進に係る人材創出の必要性などSociety5.0時代において本町の直面する課題が明確化されるとともに、それら課題の解決にＭｏｄｉｓ株式会社の有する人材資産を活用可能であることが確認できました。

また、この人材活用には、地方への人材支援策として国が進める地域活性化起業人制度を活用するとともに、人材派遣元となるＭｏｄｉｓ株式会社と派遣に関する協議を重ねてまいりました。そして、このたび、Ｍｏｄｉｓ株式会社が有する人材資産の活用を中心として、本町内におけるＤＸ推進のための人材育成を同社と連携して取り組むことが確認されたことから協定締結に至り、急速に進むデジタル化に対応する基盤づくりを推進することといたしました。

なお、本町では、行政ＤＸの実現に向けた推進本部を設置し、庁内での協議を開始するとともに、本協定に基づくＭｏｄｉｓ株式会社から提供されるデジタル人材２名を非常勤特別職の職員として委嘱し、本町におけるＧＩＧＡスクール構想の実現及び行政ＤＸの推進に取り組んでまいります。

３、健康・福祉の増進等に係る連携協定の締結

令和４年３月15日、賀茂１市５町と日本生命相互会社沼津支社とによる「健康・福祉の増進等に係る協定」を締結いたしました。

本協定では、賀茂地域１市５町と日本生命相互会社沼津支社が緊密に連携し、双方が有する人的・物的資源を有効に活用し、住民の健康増進や福祉の向上、地域の活性化等を図るため、営業職員による検診等受診促進や各種ビラの配布、各種セミナーの開催等を実施するものであります。

今後も地域住民の健康づくり・福祉に求められる連携強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

４、自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定の締結

本年５月20日、杉並区、名寄市、北塩原村、南相馬市、小千谷市、東吾妻町、青梅市、忍野村、南伊豆町の９自治体で構成する自治体スクラム会議が開催され、被災自治体に対し、被災していない自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行することを目的とした災害時相互援助協定が締結されました。

本協定は、大規模災害の発生時における食料、飲料水及び生活必需品の供給をはじめ、必要とされる資機材提供や救援及び応急復旧に必要な職員派遣、被災者の受入れ施設の提供のほか要請があった事項について相互応援を実施するものであります。

今後想定される南海トラフ巨大地震、富士山噴火など、大規模災害発生時においては、円滑かつ迅速な被災地・被災者支援が求められることからも、本協定を契機として、平常時における各種交流事業等をもって自治体間相互の連携を深め、さらなる体制整備に努めてまい

ります。

５、商工観光振興の取組

（１）ふるさと寄附について

令和３年度ふるさと寄附の総額では、前年度実績１億6,577万8,638円を約24％上回る２億543万7,949円となりました。

とりわけ、寄附額5,000円の手軽な価格帯が幅広い年代層に好まれ、特に冷凍イチゴは人気が高く、生産農家の登録事業者を追加するなど、より多くの需要に対応が可能となったことから、前年対比80％増の1,204万9,000円となりました。

また、広告宣伝では、首都圏ケーブルテレビによるＣＭ放映に加え、同加入世帯へのチラシの配布、医療系新聞等への広告掲載、東京駅でのパンフレット配布なども功を奏したものと分析いたします。

令和４年度においては、ふるさと寄附業務に特化した地域おこし協力隊員も新たに採用いたしましたので、さらなる寄附獲得に邁進してまいります。

（２）みなみいず応援プレミアム付商品券の発行

長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、低迷する地域経済の活性化を目途に第４弾みなみいず応援プレミアム付商品券の販売を決定いたしました。

今回は、販売事務を南伊豆町商工会に委託し、５月17日から販売を開始いたしましたが、５月31日時点で9,500セット中8,276セットが購入されたとのことであります。商品券販売期日は６月30日までとなっており、完売時点で終了となることから、買い忘れのないよう広報に努めるとともに、地域経済の活性化にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、使用期限は９月30日までとなりますので、使い残しのないよう重ねてお願い申し上げます。

（３）第24回みなみの桜と菜の花まつり

第24回みなみの桜と菜の花まつりの来訪者数が確定したのでご報告いたします。

本年は、感染症拡大の影響を受けた第23回の４万2,000人を大きく上回る23万5,000人となりました。近年、桜の開花時期が早まったことから、開催日を２月１日に変更いたしましたが、昨年12月下旬から１月にかけての寒波の影響を受け、桜の開花が遅れ、２月１日から14日までの来訪者は3,132人と低迷いたしました。その後、桜の開花とともに来訪者も増加し、多くの来訪者でにぎわいましたが、今回初めての試みとして実施した500人限定の宿泊者割引キャンペーンも好評で、来訪者増加の一助になったものと解します。

今後も実行委員会や関係諸団体との連携強化をもって、さらなる集客に努めるとともに、まつり期間中にボランティアとしてご参加いただきました町民の皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

以上で、令和４年６月定例会の行政報告を終わります。

○議長（谷　　正君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（谷　　正君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（谷　　正君）　４番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑議員。

その前に、加畑議員から一般質問に関しまして資料の提供を受けてありますので、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　マスクを外させていただきます。４番議員の加畑です。よろしくお願いします。

今回６月議会は、最初に登壇させていただくということで、トップバッターを務めさせていただきます。

先ほどの町長の行政報告の中にもありましたけれども、コロナ禍がまだ続いているとは言え、かなり扱いが慣れてきたというか、どうやって扱って生活の中に取り入れていこうかと、要はウィズコロナという形が浸透してきた感がありまして、今後は経済を回していかなければいけないという中で、関連した質問を今日は２つ用意させていただきました。

最初の質問がＩＣＯＩプロジェクトの内容、「温泉の新たな利活用を目指して」。これ温泉に関する質問内容です。日頃から町長は、温泉はうちの町の宝だと言っている形がありますので、ぜひともこれ利活用の内容を推進していきたいと思いまして、この質問を用意しま

した。

２つ目に、伊豆縦貫自動車道路の早期完成への取組ということで質問を用意しました。これは、先日の伊豆新聞にも出たんですけれども、下田河津間が来年の桜まつり前までには開通しますと。その中で、今まで21分かかっていたところが５分になりますよ、16分短縮できますと。16分あれば下田から南伊豆町まで届く時間になりますので、ぜひとも伊豆半島の先端まで来ていただきたいということがありますので、うちの町にとっては明るい材料ではないかなと思いまして、コロナ明けに加えまして縦貫道路がつながるというところで、つながればいいやということではないので、今後どうやって取り組んでいってお客さんを引っ張ってこようかということがありますので、この内容も質問もさせていただきます。

それでは、まず最初の質問。ＩＣＯＩプロジェクトの内容についてですけれども、これが資料のほうも提出させていただきました。今、議長から紹介していただきましたけれども、これは静岡県のホームページからダウンロードした資料です。公式なものであります。

伊豆地域に温泉と食、運動等を組み合わせた新しいヘルスケア産業を創出することを目的に設立され、令和４年２月16日にオンライン開催された伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ＩＣＯＩプロジェクト）についての内容を伺います。

当日参加した担当者からの説明を求めたいんですけれども、この資料を探したときに、うちの町の担当者も出席していたということで名簿に載っておりましたので、資料にもありますけれども、菰田課長のほうから、まずはこの内容を説明いただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

ご指摘のＩＣＯＩプロジェクト、伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクトは、平成30年度中に環境省が中心となってスタートさせた「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」を土台として、静岡県が令和４年２月16日に立ち上げた新しい事業であります。

温泉と健康をキーワードに、伊豆半島に新しい産業を興すことを目的としており、活動母体はＩＣＯＩプロジェクト推進協議会で、美しい伊豆創造センター、静岡県温泉協会、静岡県観光協会など８つの関係団体のほか、本町を含む伊豆半島内13市町と静岡県で構成されております。

第１回協議会は、設置日当日にウェブ形式で開催されており、オブザーバーとして参加した環境省自然環境局温泉地保護利用推進室からは、これまでの３年間の活動実績として温泉

の心地よさ、リフレッシュ効果等を数値化して、温泉地のにぎわいにつなげていくことを目的とした「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」について紹介されました。

また、静岡県からは、本県の温泉の状況、大分県の取組事例の紹介、ＩＣＯＩプロジェクトの趣旨、当該事業に関連する助成事業などの紹介、あわせて日本温泉地域学会常務理事でもある東海大学海洋学部斉藤教授の「温泉を活用した健康づくりの取組」と題した講演会も開催されたところでございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございました。

ウェブ開催ということで、ちょっと肌感覚で温度差があったのかなというところもあるんですけれども、これが第１回の会議だったわけですよね。今、事例として他県の成功例と言いましたか、実際の事例も紹介されたという中で、多分どこも温泉については、扱いは丁寧にしなければいけない、枯らせてはいけない、だけれどもまだまだ潜在能力はあると、ポテンシャルは高いという中で、どう扱っていこうかというところなんでしょうけれども、例えば課長がこの会議の中で聞いた事例の中で、うちの町でもいけるのかなというところがあったら教えてほしいということと、それに関しての例えば規制なんかが他県と違うところがあるのかとか、これ１回目ということで今まで手をつけていなかった理由云々というのは聞いても意味ないんでしょうけれども、実際にこれ活用する形の中での何か引っかかるものって感じましたか。それとも、そのまま行けるな、補助金申請できるなというところはありましたんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

実施に当たりまして、静岡県庁は、大分県の前例等を持って来ているわけなんですが、大分県については、環境省との前段の３年間をかなり積極的に取り組んできたというところであって、そういう中での先進事例と言いますか、先にやっておりましたといった事例と、あと全国的にアンケート等を取っておりますので、アンケート結果等が紹介されたというところになります。

ただ、やはり感じましたのは、ちょっと各温泉場はかなり温泉の供給といったようなことに力を注いでいるところではありまして、静岡県のほうは令和４年３月ですので、３年度中

ではありますが、新年度になってこのプロジェクトをというところなんですけれども、実際のところ、前段の各市町アンケート等もありましたが、伊豆の場合なんですけれども、やはり温泉施設の老朽化、そこを乗り越えないことにはちょっと上手に活用していけないのかなという部分が県の話を聞いていて思ったところではありました。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　まさにそこだと思うんです。配管も含めて設備という形で言っているかとは思うんですけれども、温泉の供給だけに力を入れているというだけでは、利用者の人たちが少ないという形になるとなかなかうまくいかない。この賀茂地区の実情からいくと、河津においても西伊豆においても町で関わっていた。松崎町もそうです。ただ、そこがだんだん手を引いていくということは、要するに、言い方は悪いですけれども、お荷物になっていくという形ですよね。民間ができなかったものを行政が引き継いで、その後行政もなかなか手が出せなくなっていくという中でいくと、温泉供給、要は沐浴だけのために使うのでは継続していかない。ということは、違う事業に使っていかなければならないということでこの補助金の制度が出てきたと思うんですけれども、実際どうなんでしょう、うちの町も、要するに弓ケ浜に送っている温泉については、新法人と言いましても利益追求型というところまで行かない状況に今あるわけではないですか。これ何とか守っていかなければならないという中で法人化したという形がありますので、例えば１事業者に補助を与えていくという考え方よりも、町の宝である温泉を守っていくという形での保護の仕方があると思うんですけれども、大分の事例とは全然違った印象なんですかね。全く参考にならなかったと言ったら語弊があると思いますけれども、ちょっと規模が違うとか、お客さんの入り、感覚、違うというところは感じましたでしょうか。ちょっとしつこいですけれども、もう一回聞かせてください。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

規模感といたしましては、やはり向こうはかなり温泉ということに特化した中で事業を展開している県という感じがしております。そして、伊豆につきましては、温泉だけでなく海水浴であったり花といったものとの掛け合せというところがありますので、ある意味だと贅沢な悩みと言いますか、どう掛け合わせていくかというところではあろうかと思いまして、

温泉だけということであれば、大分県等はとことんやっているなという感じはいたしました。

以上でございます。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　すみません、ちょっと質問する、移行するのが（２）のほうにちょっと触れていましたけれども、実際に確かにあれです、温泉事業だけで言ったら限界までやっているんだと思います。利用者の方々に供給するという意味では、これがぎりぎりの線かなというところを私も感じております。

だとすると、次の展開として事業として何かに転換していかなければ財源が発生しないわけでありまして、そこについてなんですけれども、まずお聞きしたいところがちょっとさかのぼってしまいますけれども、これ公共の事業でなくても民間の事業でもいいわけですよね。そこは町が絡んでいなければいけないとか、発想というか発表するところ、発信が民間の事業でなければいけないというところではなくて、行政と絡んだ中でという考え方でも構わないということでしょうか。

ということは、何が言いたいかというと、民間に行政が加担してつくった企画でもありなんですかというところを聞きたいんですけれども。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

それでは、県・国の事業補助の内容も含めまして回答をさせていただきたいと思います。

静岡県では、当該ＩＣＯＩプロジェクトの立ち上げに併せて、令和４年度県予算として、委託料、補助金など5,000万円を計上しております。

これらの主だったものとしては、まず温泉と食・運動等の組み合わせによる疲労回復、健康増進効果等を数値化した新たなサービスの開発に向け、被験者の生体データ（血圧、唾液成分等）などを取得・解析し、効果を検証する実証実験の委託料3,000万円のほか温泉を活用した新たなヘルスケア産業の創出やヘルスケアサービスの事業化に向けた市町及び参画市町の地域に存在する事業者への取組に対する促進補助金1,500万円を用意してございます。

当該実証実験については、静岡県が公募型プロポーザルにより温泉宿泊施設、大学等研究機関、ＩＴ企業等の中から３団体を委託先として選定し、１件につき1,000万円程度の委託契約事業を展開するもので、続いて地域の取組促進事業では、ＩＣＯＩプロジェクト推進協議に参画する市町及び当該地域内の民間事業者に対して、事業実施のための計画策定や実証

実験・調査及び機器類等の購入整備に事業費の２分の１以内で、上限50万円以内を補助するものであります。

これら補助金は、静岡県による直接補助の形をとっており、現時点において本町内では下賀茂・加納エリアで１団体、弓ケ浜エリアで１団体の計２団体が事業の採択に係る調整を県との間で進めていると聞いております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

進めているわけですね、現にということですね。実証実験にも使ってもいいよという内容で聞いたんで、非常に幅広く使える補助金だなという印象はあります。

ただ、金額的にこれ継続していくには、足りるのかなという部分が心配されるんですけれども、という流れの中で３番のほうに行くんですけれども、入湯税の使い方という部分で質問を進めていきます。

現在、入湯税のほうの使い道というのはどういう内容になっているか、まず説明をいただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

入湯税については、本町の観光振興及びそれらに伴う消防力、衛生環境の向上など、その目的としている目的税であります。

納税義務者は、原則として公共温泉浴場利用者を除いた温泉利用者であり、具体的には温泉浴場を有する宿泊施設の利用者で、当該施設の経営者が特別徴収義務者となっており、税額は4,000円までの宿泊費、飲食費等の利用料に対して100円、4,001円から１万円までが130円、１万１円以上が150円となっております。

本町においては、かつて年間2,000万円を超える税収がありましたが、昨今では1,300万円程度で推移しており、令和２年度の決算ベースで観光宣伝に900万円、観光施設整備に100万円、消火栓整備等で290万円、温泉実態調査等に10万円などを充当しております。

これら税収の減少は、長引く新型コロナウイルス感染症も含めた温泉利用者の減少に加え、宿泊施設等の経営者の高齢化や継承者の不足なども大きな要因と分析されており、これら動

向は下賀茂地区からの源泉配湯事業者の撤退問題なども相まって、弓ケ浜地区で顕著となっております。

弓ケ浜温泉は、観光立町である町の核とも位置づけられるものであり、今後も温泉資源の適正なる維持保全に地域の皆様と連携しながら、より効果的な税の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

入湯税のほうは、ピーク2,000万円から1,300万円に減ったということは、35％減ということなんですけれども、主にはＰＲ活動に使っているような形で今印象を受けたんですけれども、例えば、今運営している温泉の法人のほうの設備とかの補助なんかには使うことはできないんでしょうかね。今そういう印象がちょっと薄かったなというふうに聞こえたんですけれども、なぜそこが今までなかったのかというところも含めて説明をいただきたいですけれども、お願いします。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

町長答弁させていただきましたとおり、入湯税につきましては目的税でございまして、観光であったり、観光に関連する施設等、消防であったり衛生に使うということについては、基本的には宿泊施設を活字にはしてございませんけれども、そういったところで消防力が高まったり、衛生力が高まったりということに使ってきたところでございまして、これまでの実例としましては、観光宣伝にほぼほぼ使ってきたところなんですけれども、実際目的としては、観光の振興という中で消防設備、衛生設備等もございますので、当然のことながら温泉配管といったようなものについても使えるという解釈になろうかと思っております。

ただ、これまでにつきましては、温泉の供給事業自体が源泉の所有者組織でなされておりまして、源泉を利用した上で入湯税を特別徴収していただいている方々ではない組織が使っていたものですから、もともと本町では、温泉は個人の所有物であるので、個人管理という考え方だったですけれども、ちょっと変わってきています。それを利用する方がその会社であったり組織を譲り受けた中で供給を始めた。供給を始めたこと自体がもう先行きが見えない中で致し方なしという部分もあって始めたということであれば、入湯税の使い道としては、

温泉の安定供給ということに関してということで、それを導入していくということは間違いではないと考えられます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございました。今の説明ですっきりしました。なぜそこに使っていなかったのかなという疑問があったんですけれども、湯元と運営する会社が一緒だと二重にという形にも捉えかねないということで、今現在、その形は違っていると。湯元から運営会社が買い受けてそれを運営しているという形なわけですよね。そうすると、設備投資としての送水管といいますか、温泉を運ぶ管に関しての設備、修理にも使えるという解釈になっていくわけですよね。

では、入湯税と含めてＩＣＯＩプロジェクトのほうとダブルで、これダブったら駄目とかではないですよね。両方とも使えるという解釈でいいわけですよね。分かりました。ありがとうございました。

そうすると、かなり心強い形になっていくんではないかなと思いました。ありがとうございます。

では、今回のこの質問の４番目に入ります。これちょっと今がらっと方向性が変わるんですけれども、養殖事業への活用という形で質問させていただきます。

温泉の使い道の中で養殖、例えば陸上養殖みたいなところにも持って行けるんではないかなという考えがあったんですけれども、以前、アワビだかトコブシだか、小さいやつを養殖しようというような形があって、私はテレビでも見て、これが特産物になっていくんではないかななんて思ったんですけれども、何かしらの理由でやめてしまったのか、失敗したのか、何か圧力がかかったわけではないでしょうけれども、何かあったのかなと思ったんですけれども、その辺から説明してもらえるとありがたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（谷　　正君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

以前、アワビの養殖等について、源泉水、塩泉を使えないかということで実験を試みたことがございます。その際の結果なんですけれども、やはりアワビにつきましては、温かさというよりは若干の冷たさを作り出してやらないと食が悪いと言うんでしょうか、あまりえさを食べないといったような状況になりまして、あまり成長しないということで、結局、温度

を海水程度までに戻した中で養殖するということになったものですから、ちょっとアワビということについては実効性は薄いなという結論が以前出ているところでございます。

本年度の状況なんですけれども、続けて説明させていただきます。

本年４月25日に、弓ケ浜温泉管理組合、弓ケ浜温泉株式会社及び温泉組合、加えて農業従事者の皆様の集まりがあり、町からも担当課が参加させていただき、温泉熱の利用に関する意見交換会が行われました。

弓ケ浜地区への温泉の安定供給については、地区内で契約する宿泊施設数も減少しつつある状況からも、今後の供給施設に係る適正管理が危惧されていることは認識しております。

また、弓ケ浜温泉は、本町の観光に極めて重要な位置づけとされることを踏まえ、昨年度も銀の湯周辺のパイプライン改修に2,000万円規模の補助金をご承認いただいたところでありますが、これら改修工事により、当面は温泉供給量や温泉熱の改善は図られるものの、契約者の増加などが見込まれない現状においては、本組合による温泉の長期安定供給の継続は資金的にも厳しいとの状況判断もされているようでありました。

町といたしましても、ご指摘の温泉養殖なども含めた様々な利活用に係る意見交換や協議の場に呼んでいただき、弓ケ浜温泉事業の安定継続に向けた支援体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。分かりました。養殖がうまくいかなかったという理由も分かりましたし、ただ温泉の契約者数がなかなか伸びない、今後もちょっと期待できないというのが現状ですので、そこの単価を上げればいいではないかという話にはならないわけですから、別の事業からの財源を確保しなければいけないという意味では、養殖事業に関しても検討していく必要があるのかなと。実証実験にもＩＣＯＩプロジェクトの資金を使えるということなので、ちょっとここも含めて考えていくべきではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

最初の質問に関しては、内容を説明いただきましてありがとうございます。よく分かりました。

続きまして、２番目の質問に入ります。伊豆縦貫自動車道路の早期完成への取組というテーマです。

先ほどもお話しましたけれども、来年の桜まつり開催前には下田河津間がつながる予定となっていますということで、かなり期待値が高まっている中なんですけれども、町長にお聞きします。首長さんたちが集まる会議というのがあるとは思うんですけれども、河津、下田の状況が今までと違うなと感じる部分はありますでしょうか。期待している、わくわくしているみたいな雰囲気は感じますでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

まず、河津町においては、岸町長は、河津さくらインター、「さくら」って使えないと言ったかな。河津インターです、今工事を進めている河津インターのところに道の駅を造るということで大変意気込んでいらっしゃいます。

それから、下田市については、市長ではないですけれども、商工会議所の田中会頭のほうが下田のインターチェンジ、今回開通する逆川のインターチェンジの辺りに「花木の里」というのをやってみたいということをよく言われますので、それがどういう形で実現できるか分からないですけれども、やはり開通する、インターができるということで、そこに人が集まるので、月ヶ瀬のように、月ヶ瀬もインターができるときに菊地市長があそこに道の駅を造るということで、伊豆市のほうでも予算を大変つけて頑張ったというところもありますけれども、そのようにやはり下田、河津においては、かなり首長としては熱が入っているというふうに受け止めております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今、町長の答弁の中にも天城北道路の話も出ましたけれども、やはり道路が開通するとかなり地元が盛り上がると思うんですよ。その中で、下田河津間の完成が目前になって、もう少し盛り上がってもいいかなというところがありまして、話は前後しましたけれども、担当課のほうから資料も用意していただきました。期成同盟会に関する資料です。

これ組織の構成と名前が載っているんですけれども、まず確認したいのが、伊豆縦貫自動車道路と言いますと、我々がイメージするのは、どうしても伊豆半島南部の人間からすると、天城がつながってくれればいいというところが一番着目するところなんですけれども、全体

通しては伊豆縦貫自動車道路となるわけですよね。そうすると、東駿河湾環状道路も含めて全体で縦貫道という形になると思うんですけれども、どうでしょう、今まで例えば西伊豆、東伊豆は通り過ぎるだけではないかというような感覚で話す人たちもいたような感じがするんですけれども、その点の首長さんたち、担当者の方たちという人たちの雰囲気というのはどうですかね、その辺は町長、感じますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

担当者というところはちょっと私も各市町の担当の方とはあまりお話ししないんですけれども、やはり首長間での話は、当然ですけれどもこの伊豆縦貫自動車道路は、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町というのは、直接の関わりはないです。道路は通らないですし、それから県で言う、肋骨道路も直接南伊豆町の道路がよくなるということはないです。

しかしながら、下田まだ全線開通したときに、来たお客さんがそのまま南伊豆に来てくださる、それから東伊豆を通る、松崎から西伊豆を通るという、やはりそれは各自治体の努力があるのかなというふうに思います。

その面で、やはりみんなで協力して全線開通をさせるんだという意気込みが首長間では感じられるというところです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ですよね、そう思うんですよ。直接工事が触って来ないからというところで温度差が発生するとは思えないわけです。それによって影響がかなり出てくる、経済規模の影響が出てくるはずなので、道路が実際にそこを通るか通らないかというよりも、経済としてそこに効果が表れるか表れないかというところが重要だと思うんですけれども、この組織図の中で、東伊豆町長が代わりましたよね、岩井町長に。その中で、下田河津道路の中で会長という形で書かれているんですけれども、例えばいわゆる輪番制で回って行くものなのか、それとも自分から手を挙げて自分はこれやりたいんだという形で持ってくるものなのかというところがききたいんですけれども。

というのは、さっき言いましたように、西伊豆、東伊豆というのはどうしても今まではちょっとさめていると言いますか、実利がなければという部分がどうしてもあったと思うんで

す。これは首長の立場としては、その町に実利がなければなかなかそこに注力できないという気持ちは分かるんですけれども、その点はどうなんでしょうね。順番に回って来たからというような単純な発想なのか、それともちょっと考え方、雰囲気が違ってきたというところがあるんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

下田河津道路に関しては、このように輪番制になっているというふうに私は理解しています。それから、天城峠道路、これに関しては輪番制ということは決まりはないんですけれども、伊豆市長がやはりこの伊豆全体で同じ意識を持ってということで、先日２年ごとの輪番制ということを提案しました。

しかしながら、これについては、西伊豆町の星野町長と私があまり同意をしなかったということで、やはり熱量として、当然ですけれども国土交通省、財務省をはじめ国会議員の先生と要望に行くときに私１回も休んだことがない。星野町長も１回も休んだことがない。その中で、会長だからというところは、やはり河津とか下田とか直接道路に関わるところがやっていただきたいという思いで、そのことは星野町長と一緒に菊地市長と松木市長等に訴えさせていただきました。副会長としては全然問題ないけれども、そして手を抜くことなく要望活動も行くと。

しかしながら、会長職というのは、やはりそれなりの地区がやるべきではないかということで提案させてもらったんですけれども、南伊豆町が回ってくるのが令和10年です。ですから、それまでの間、令和９年までは予定どおりに今の順番でやろうかということでしたので、令和10年からが南伊豆町、それから12年から西伊豆かな、14年からだから、その次が西伊豆だったので、そのときにはどういうふうに変わっているかということですけれども、ただ全体としては、この下田河津間に関しては順番でやっているのかなというふうに理解しています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。今の答弁でかなり印象が変わりました。

僕、輪番制というと、順番だからやりましょうという形なのかなと思ったんですけれども、

それを変えないほうがいいという今の町長の答弁の中の理由が、今までは全然休んだこともないと。西伊豆の町長もその気持ちは変わらないと、熱量は変わらない。だから、順番を変える必要もないし、それで推進を強めていくという気持ちは変わらないよという意味でということですよね。そこを聞いてすごく安心しました。

伊豆市の市長は、すごく以前から伊豆半島の北側にいるにもかかわらず賀茂地区のことまで考えてくれるという気概のある首長で、商工会の関係のときもすごくそれを感じましたし、何かと菊地市長は全体でという形を言ってくれるので、すごくありがたい話なんです。そこにやはり乗らない手はないなと思いましたので、今回また町長の答弁を聞いて本当に明確にすっきりしました。そういう形で進んでくれるんだなと思いまして、そこはすごく安心しました。

１つ、安心した後にこう言うのも何なんですけれども、例えば伊豆縦貫道全体で予算を取るとしますと、どうしても人口が多い地域の工事を優先しているんではないかというような変な疑心暗鬼が僕の中にあるんですけれども、そういうことはないですか。既にもう道路が通っているのに拡幅工事のほうに道路工事の予算を持っていってしまうとか、だったら天城を先に通してくださいよというところがあると思うんです。この地域に住んでいる人にとっては。そういうところってもしあるとしたら、賀茂地区の首長さんたちでこちらを先にというような、そんな雰囲気に持っていける形はできないですかね。それとも、そもそもそんなことはないよというところなんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

財務省それから国土交通省が予算の中でどういう順番でやっているかというのは、ちょっと私には分からないですけれども、東駿河湾環状道路、沼津インターから大場までの東駿河湾環状道路の４車線化というのが函南をはじめ沼津それから三島、あのエリアの方たちがよく訴えます。渋滞するから４車線化してくれということを訴えますけれども、当然ですけれども、あの辺のほうが人口が多いですし、予算配分としてそっちに優先的に行ってもしようがないのかなというふうに思ってしまうんですけれども、牧野参議院議員をはじめ国会議員の先生方は、駄目なんだと、全線開通してから４車線化なんだと。優先順位は下田までつなげるのが大前提だということをよく言ってくださるので、その辺のところは私はそれを信じて、まず人口とかの予算配分が有利になるということでなく、まず下田までつなげるという

のが、菊地市長もそのようなことをいつも下田までつながって初めて縦貫道なんだということを言ってくださるので、それは私たちも一緒に同じ気持ちでいますので、人口的にということはないのかなというふうに信じています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございました。かなりすっきりしました。本当にそう信じたいです。

例えば、そこの４車線を拡幅した結果として伊豆半島南部のほうまでお客さんが流れて来るよという実際の効果の何か検証結果があるんであれば、そこは賛成してもいいとは思うんですけれども、そうではなくて不便だからということであれば、いやそこよりも先に天城でしょうというところは強く推してほしいというところがありまして、ちょっとひがみ根性ではないんですけれども、かなり町長には推してもらいたいなと思ってこういうお話をさせてもらいました。

３番目の質問にいきます。質問といいますか、ここはくくりでちょっと結びみたいな形になってしまうんですけれども、地政学から見た南伊豆町の立ち位置という形でお話しさせていただきたいと思います。

要するに、うちの町は半島の先端にあるわけでして、東から入って来ても西から入って来ても真ん中から入って来ても、結局行きつく先はうちの町なわけです。うちの町の発展、それからお客さんが入ってくれば、ほかの町に当然お客さんは通り過ぎて行って、何らかの効果があるわけでありまして、当然その意味では、かなり分かりやすい立ち位置なのではないかなと思います。何か要望するに当たっても、取りあえずうちの町まで引っ張ってきましょうよという形を主張しても何ら問題ないと。通り過ぎるだとか何とかという話にならないわけですし、その意味では、そういうところを武器にちょっと独特の立ち位置になっていると思うんです。

町長の立場としては難しいのかなとも思うんですけれども、何かと下田の先というと、全国的に言うと「下田の先あるの」と言われることがありまして、いやいやあるよと。そうならないために、とにかくうちの町を何とかＰＲして、うちの町まで引っ張って来さえすれば、そこから先は海ですので、その先まで南下して道路造れとは言いませんから、うちの町まで何とか引っ張って来る方向を強めに推してほしいんですけれども、コロナ明けで道路も時間

が短くなって下田と河津がつながると。天城越えの道路も推進していくと。東駿河湾環状道路の４車線よりも先に全線開通を目指しましょうよという機運が高まる中で、先端の首長としてちょっと意気込みをひとつ聞かせてほしいんですけれども。よろしいでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町においては、伊豆縦貫自動車道への直接的な接続はないものの、夏季シーズンの渋滞緩和や三次救急医療機関への搬送時間の短縮、また大規模災害時における命の道として必要不可欠な道路であると位置づけられるものであり、今後においても「伊豆はひとつ」の理念の下、早期完成に向けた建設促進及び道路整備財源の安定的な確保に向けて要望活動等積極的に実施してまいりたいと考えております。

確かに議員おっしゃるとおり、私も南伊豆ということ、コロナが大分落ち着いてきて出張ですとか動きができるようになって、南伊豆ということを言うと、「南伊豆ってどこ」と言われて、下田はやはり歴史的にも名前が通っているということなので、「下田なの」とかと、「いや下田の先の伊豆半島の先端です」と言うと、やはり下田より先があるんだと、石廊崎って下田ではないんだというそういう認識をされている方がたくさんいらっしゃいます。

伊豆半島で７市６町ある中で、いろいろなものが共有しているんですけれども、南伊豆にしかないものというのは、半島の先端という最大のメリットがございます。これを私は売りにしまして、県外とかで挨拶をさせていただくときには、伊豆半島最南端の町ということを必ずつけさせてもらっていますけれども、やはりそこは日本人は高いところ、それから半島の先端という、そういうところが好きなので、何としても、下田までの電車の交通アクセス等はあるんですけれども、そこからのアクセスがちょっと不便なんですけれども、やはりそこは秘境感も出したり、半島の先端なんだというところは大いに自慢げに話をさせていただきますけれども、そこのところは当然ですけれども、多くの方にＰＲしていくのは私の仕事だと思っていますので、今後ともＰＲは続けていきたいなと思いますけれども、やはり道路に関しては、今答弁しましたように、我々は下田が終着点と縦貫道に関してはなりますけれども、そのアクセス道路のしっかりとした整備を国交省のほうでも県にそれはしっかりやってもらうようにしましょうというお話をいただいているので、県にそれはしっかりと訴えていくというのも重要なことだと思っていますので、しっかりこれからも続けていきたいので、また皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　加畑議員。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

２つの質問はかなり解決しまして、本当にすっきりしました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（谷　　正君）　これで加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１０時３５分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　黒　田　利貴男　君

○議長（谷　　正君）　１番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、町管理の道路・河川の環境整備についてという質問、まずこれからクリーン作戦等々あると思いますので、その辺についての質問とこれからの梅雨時に入りましての水害、そのときの避難の対応等について、防災対策についてということで質問をさせてもらいます。

まず、１番目の町管理の道路・河川の環境整備についてという質問を行います。

マスクを外させていただきます。

町道や区内道・河川を各地区で人足などで管理、補修などを行ってきました。町は、各地区からの要望などにより、生コン支給などその補助の役割を担っています。

近年、当町は、65歳以上の高齢化率が49.2％と高く推移しています。その中で、今までの

ような形で各地区の維持管理が難しくなってきています。町は生活用道路や林道、河川のパトロールを実施しているようですが、細かなところは109.94平方キロメートルと広い南伊豆町ですので、各地区長からの報告に頼らざるを得ないのが現状だと思います。

最近よく目にするのが、国・県道も同じ現象ですが、アスファルト舗装の外側線、横断歩道、２車線の場合は中央線などの道路表示が消えている場合と部分的に消えかかっている箇所が散見されます。

県のほうでは、今年度予算のほうで国道135号、136号については、森県議のご尽力によりかなり補修・修繕、そういったところの予算化がついています。

ここでは、町道と町管理の河川について質問をするわけですけれども、中には部分的な陥没箇所もあります。大きさはまちまちですが、原動機付自転車やオートバイの車輪がはまる大きさのものもあります。原因としては、暗い時間帯に路面の色と穴の色が同じになり気づかずに通行して穴が広がってしまう、そういったことが考えられると思います。

河川の場合は、今までの護岸工事などで保守がなされています。クリーン作戦などで除草などがなされるわけですが、各地区で差はあろうかと思いますが、高齢化している地区では人足に出るのが大変な方もいます。小河川で刈った草を河川から土手に上げるのはかなり大変な労力が必要になります。若い世代でも大変です。

道路の陥没や道路表示以外にも管理が必要な部分があります。谷筋に道路があるため、山から道路に木の枝やつるが道路にかぶさっている場所が多くあります。時代の変化とともに車両の大型化が進み、箱形のトラックなどは車高が高くなり、そのような枝やつるに当たりながら走っています。最近多いのは、カシノナガキクイムシが枯らしたナラ枯れによる木の落下、そういったものが道路上へ落ちている。そういったのが多く見られるようになりました。

町道・小河川の管理者は町になります。今までも補修や保守点検をやってきているわけです。町民の生活に支障が出ないようにしないといけないと思います。

質問です。まず、１番目に、細かな保守・修繕はできないか。クリーン作戦の在り方。３番目に道路上支障木の撤去についてという質問をします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

町が管理する町道等の維持管理については、道路構造の保全、安全かつ円滑な交通機能の

確保などを目途に、定期、あるいは台風の降水量が懸念される場合には、随時、町内全域をパトロールしております。

加えて、各地区の区長様をはじめ、地域住民の方々からも情報提供をいただきながら、日々の維持管理に努めているところであります。

また、確認できた簡易な亀裂や舗装の損傷、障害物等については、可能な限り速やかに修繕や撤去作業を実施しており、被害の度合いによって即時に措置が困難な場合については、写真を撮影するなど記録を保管し、状況に応じて工事発注などを実施しております。

なお、所管が静岡県であれば遅滞なく報告し、連携を取りながら適切に処置を要請しております。

今後も限られた財源の中で、緊急性や費用対効果なども踏まえつつ、適切な管理に努めてまいります。

新年度に入り、本年も４月19日開催の第１回行政協力委員会において、河川海岸愛護美化運動の実施について各区長様にご協力をお願いしたところであります。

本町においても少子高齢化や人口減は避けられない課題であり、小規模な地区では高齢化と人手不足で対応が不可能というご意見もいただきましたが、地区で対応可能な範囲でご協力をお願いしたところであります。

いずれにいたしましても、人口減少、高齢化は避けては通れない課題でありますので、環境美化運動などの在り方についても、廃止も含めて検討してまいりたいと考えております。

道路上に落下した支障木を除き、道路法及び道路構造令によれば、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものを置いてはならないとされていることから、これら事案が発生した都度、当該土地所有者に撤去をお願いしているところであります。

また、平成31年４月から、地域における安全な生活環境を確保するため、南伊豆町・町道等支障木伐採事業交付要綱を策定し運用しておりますが、これらは町道の道端から５メートル以内の土地または河川敷地内等に繁茂し施設機能を妨げるまたは妨げるおそれのある樹木等を伐採する行政区に対し、予算の範囲内で10分の10の補助率をもって事業を推進しております。

これまで町道５路線の実績があり、各路線利用者の方々からも好評をいただいており、本年度も町道立岩吉田線を予定しております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田利貴男君。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　クリーン作戦とかについてですけれども、町から各区長さんのほうへとやってくださいよというような感じの話をされていると思うんですけれども、その際に、例えば75歳以上の方は出なくてもいいですよとか、無理のようであれば川の中は刈らなくてもいいですよとか、そういった指導またはそういったガイドライン等々を出しているのか、出していないのかというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えします。

クリーン作戦について、75歳以上の方限定で免除というようなことは、町のほうからは要請はしてございません。ただ、地区によりますと、高齢者の女性の方ですとかそういった方は免除されている地区もあるということは聞いてございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

やはり町からクリーン作戦を実施してくれという申入れをするときに、ある程度のガイドラインを作っていないと、各地区の役員会なり区長さんなりの判断で、あなたは75歳以上だから出なくてもいいよというのが言いづらいんだと思うんです。町からそういったような指導があれば、75歳以上の人でも出なくてもいいだろうという判断ができると思うんですけれども、それがないためにいろいろなところで話を聞いてくると、かなり区でもめているんです。ただ、役場はやれよという話しかしてこないというところがあるんですけれども、そこのところはこれから何らかの形で、さっき町長の答弁の中で、今後は廃止する可能性もあるよという答弁があったんですけれども、それまでの間、何らかの方策を考えているのか、考えていないのか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

ガイドラインにつきましては、今後検討を重ねて進みたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　補足で私のほうからもお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、先ほど町長の答弁にもありましたように、65歳以上で５割というような人口の比率です。これは今まである程度の人数の方がいらっしゃって自助努力といいますか、町の環境美化のためにぜひご協力をというようなお話をしてきたところであります。強制的にお願いをしているということは、私の記憶の中では１回もないというふうに理解をしています。ただ、地区によっては、皆さんいろんなお考えの方があるというのがありまして、中には出不足といって、出れないときにはお金を払っているというような地区もあろうかというふうに思います。一方で、先ほど町長も申し上げたように、区長会のときにも小さいところはもう無理だというところがあって、若い人にお金を払ってやってもらっているというようなご意見も伺いました。

実際問題、私の住んでいる伊浜あたりも非常に厳しい、それから、これからまた時期的に暑くなるというような時期に、もう既に伊浜はやりましたけれども、気分が悪くなるとかおっしゃるような75歳以上のどうのこうの、うんぬんかんぬんというのは、私ども伊浜の地区ではもう既にやっています。ただ、代表の方がおっしゃるように、難しい判断を迫られるというようなことがあろうかと思います。この青野川一帯も、上賀茂からずっと今まで地区の方にお願いをしてきた経緯がありますが、もう今、年３回、町のほうで全てシルバーにお願いをしてやるようにしました。ですから、危険というところも十分これ考えられるところもありますので、その代わりシルバーさんに頼めば公費で賄うということになりますので、その辺も含めて抜本的にその辺のところはやはり改革をしていくべきなんではないかというふうに町長も考えておりますので、少しお時間をいただいて、その辺の対応はしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

町として各地区長へいろいろアドバイスしながら、安全に作業ができるような環境整備を整えてもらう。それと同時に、クリーン作戦については時期的なもの、それも少し変えていく必要があるんではないかと。私どもが住んでいる吉祥、蝶ケ野、二條、まあ二条川水系ですね、ここはホタルが非常に多かったんですね。ちょうどクリーン作戦の時期、交尾飛行をします。そのときにとまる草がクリーン作戦によって刈られてしまってなくなってしまう。そうなると卵の出生率が悪くなると。ホタルが各地区で減少し始めているといったことにつ

ながっていますので、できるだけ環境美化という言葉の名において環境破壊をしない、そういったようなクリーン作戦の方向に持っていってもらいたいというふうに思っています。

あと、道路標示の消えているのを、あれは早急に直すこととか、かなり予算がかかると思うんですけれども、できないでしょうか。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

道路舗装面の白線のことだと思うんですけれども、そちらについてはできる限り予算内で進めさせていただいておりますので、もう少しお時間のほういただきたいなと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　町内かなりあると思うので、できるだけ交通量が多いようなところから順次やっていくような形でお願いをしたいと思います。

次の質問へいきます。

次は防災対策についてということで、これから梅雨時になって、だんだん大雨の季節になってくるわけですけれども、大雨による災害について質問します。

雨量の増加による災害には、川から水があふれたり、堤防が決壊して発生する外水氾濫と町中の排水が間に合わず地下水路などからあふれ出す内水氾濫の２つのタイプがあります。外水氾濫で被害の大きかったものは、昭和50年、51年に発生した青野川の氾濫があります。内水氾濫では、湊地区中心部にある前田川が降水量の多いときに青野川本流の水量が上昇し、前田川水門からの排水と湊地区内の排水構の水量が上昇して排水が間に合わなくなる場合に発生しています。

前田川については県管理になっているんですよね。県管理ですので、県のほうともいろいろ協議しながらでないと対応はできないのかなというふうに自分は思っているんですけれども、３年前の台風19号の際の前田川の氾濫、これが当たるんではないかと思います。また、降水量が増加したり、土の中の保水量が著しく増加した際に発生する崖崩れ、土石流、地滑りなどの土砂災害も、近年の気候変動により全国各地で日々発生の報道などもあります。

そういった大雨による災害時や災害が発生するおそれのあるときに発令されるのが高齢者等避難、避難指示、市町村で対応する緊急安全確保などの避難情報があります。ここから消えたのが一つあるんですけれども、当町では５月14日に大雨で土砂災害の危険性が高まり、

午前７時に町内全域3,901世帯、7,804人に避難指示が出ました。また、町消防団は水防団も兼ねています。青野川水位観測所のデータを基に平常水位を少し上回ると水防団待機水位となり、それ以降の水位上昇に伴い、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位となります。

14日深夜に氾濫危険水位を多分超えたのではないかというふうに推測されるわけですけれども、避難指示が出たという段階で、今でも何回か氾濫危険水位を超えて役場に詰めた経験がありますが、ここ最近はなくなったように感じます。近年、災害の多様化に伴い、インターネットなどの情報発信スピードは飛躍的に早くなっています。情報発信が早くなると、ユーザーは情報収集が早くなる。これからの梅雨の時期、夏の台風シーズンには観光客の来遊客も多くなります。こういった方たちが避難したいがどうしたらいいのか分からないのではないかと思います。

土砂災害は、見た目は分からないことが多く、今後起きないとも言えず、避難のタイミングは難しくなります。台風や大雨での外へ出ることをためらうこともあります。

質問です。

まず１番目に、災害時、町としての対応が後手にならないように考えているか。

２番目に、大雨の際の避難所開設のタイミングは適切か。

３番目に、避難指示と避難所開設の手順は。

４番目に、消防団出動判断基準は適切か。

以上の質問をお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町では大雨が予想される気象状況に対して、静岡地方気象台も含め、多方面からの情報収集に努め、警報発令時点で防災室職員により事前配備体制を取るなど、マニュアル化して運用に当たっております。

また、防災室以外の職員に当たっては基本的に自宅待機とし、有事の際には、緊急連絡網によりいち早く参集することとなっております。

町に暮らす人々の命と暮らしを守ることは行政に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な地域を創生するためにも防災減災対策の強化が求められており、これらの取組を迅速に推進することが喫緊の課題とされております。

これから本格的な梅雨や台風シーズンを迎えることとなりますが、大規模な風雨災害等に

おいては、進路や時間帯などの予測も極めて正確に把握できる状態にありますので、町民の皆様には時間的余裕を持った情報発信に努めるとともに、その備えを万全なものとするよう引き続き取り組んでまいります。

避難所の開設準備等においては、台風の接近に備えた事前避難をはじめとして、河川の増水や土砂災害警戒情報の発令によるものなどがあり、各市町村でマニュアル化され、適切な運用に努めているところであります。

また、予想される災害に備えた段階的な避難所の開設準備や、静岡地方気象台、静岡県など関係機関からの情報収集や連携のもと、事前に人員や資材等の確保を図っているところであります。

先般、５月13日から14日にかけての大雨では、14日の午前６時７分に静岡地方気象台が下田市と南伊豆町に対し静岡県土砂災害警戒情報を発令したことから、これを受けて避難所開設の準備が完了した午前７時にレベル４の避難指示を発令し、同時に避難所を開設いたしました。

なお、６月１日からは静岡地方気象台において線状降水帯による大雨の可能性について、半日程度前から発表することが可能となりましたので、引き続き関係機関との連携を密にしながら、的確なタイミングでの避難及び避難所開設に努めてまいります。

避難指示とは、警戒レベル５段階中の４に当たり、災害のおそれが高まったときに発令されるもので、住民が取るべき行動は危険な場所から全員避難であります。避難指示及び避難所開設の手段としては、静岡地方気象台をはじめ関係機関等からの情報により、事前に避難指示の発令及び避難所開設のタイミングを予測し、資材の準備、避難所要員の割り振りを行い、避難指示等の発令及び避難所開設が必要と判断した場合には開設場所を決定し、職員の配置が完了した時点で同報無線及び町民配信メールでお知らせし、町のホームページにこれらの情報をアップしております。

なお、避難情報の発令に当たっては様々なケースが考えられることから、台風の接近時にあっては日没を考慮し、高齢者等避難情報を早期に発令するなど、それぞれの事象に即したタイミングでの避難情報の発令及び避難所開設に努めているところであります。

本町で定める避難情報に関するガイドラインにおける避難情報の発令判断基準では、水害については下賀茂地内の前原橋水位計の数値を基準とし、水防団待機水位が160センチ、氾濫注意水位が180センチ、避難判断水位が260センチ、氾濫危険水位が310センチとしており、高齢者等避難の判断は260センチ、避難指示の判断は310センチを基準として発令するもので

あります。

昨今のインターネット等の普及により静岡県土木総合防災情報や気象庁が提供するキキクルなど、最新の気象情報を即時に確認することが可能となっておりますので、これら各種のデータを活用し的確な情報発信に努めているところであります。

５月13日から14日にかけての大雨では、13日の午後７時50分と14日の午前７時36分の２回、水防団待機水位を超過し、最高水位は176センチでありましたが、雨量の変化や干潮時間による緩やかな水位上昇であったことに加え、収束傾向にあった雨量予測などをもって水防団待機要請の見送りを判断いたしました。

これから迎える梅雨時期や台風シーズンでは長雨や大雨が予想されますので、水防団を兼ねる消防団には必要に即した対応をお願いすることになりますので、団本部との連携を密に対応してまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　災害時の避難情報について、昨年、2021年５月に避難勧告がなくなって避難指示という形になったんですね、これは避難勧告では住民に危険の切迫度が伝わらないという理由からそうなったんですけれども、今町長の答弁の中で、マニュアルで定めていますよといったのがあります。南伊豆町の避難勧告等に関するガイドラインというのがあって、その中に水害についても盛られているんですけれども、この中にはまだ避難勧告があるんですよね。レベル４が避難勧告になっているんですよ。幾らマニュアル化されていても、昨年５月に改正された避難情報のレベル、それに合った避難の段階になっていないわけですよ、町のやつが。それについては、町長、どういうふうに思われますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

そのマニュアル、申し訳ございません、私も確認はしていませんけれども、そのようなことであれば早急に改善しなくてはいけないと、このように思っています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

今議員言われた南伊豆町避難情報に関するガイドライン、こちらにつきまして確かに昨年度、令和３年５月の避難指示情報等の改正に伴うものに対して、本町では８月にガイドラインの修正のほうは行っておりますが、しかし、ホームページ等への更新を怠っておりまして、その辺についてはこの場でおわび申し上げます。申し訳ありません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　室長、ありがとうございます。

基本的に、避難してくるのは住民なんですよ。住民が見るものなんですね、町のホームページって。自分ちの仕事の中では、役所の仕事の中では処理はされていても、住民に知らせる部分で処理がされていないというのは、先ほど言ったんですけれども、後手に回っているんではないのかというのは、そういったことなんですよ。それで後手に回っているんではないかという質問をしたんですけれども、変わったばかりなんで、全部を把握するのはかなり防災は大変だと思うんですけれども、できるだけ住民目線でやってもらいたいと。基本、避難してくるのは住民ですよというところ、そこのところをしっかりと把握をしてもらいたいと。

何で自分がこんなに強く言うかというと、昨年７月３日にありました熱海市伊豆山での土石流災害、あのときに熱海市の市役所は避難指示を出していないんですね。出したのは、発災後に一番避難情報の重い安全退避行動を取れという情報だったんです。発災後なんですね。何で熱海市はそんな指示が後手に回ってしまったのかといったのが、さっき言った避難勧告がなくなったために、いきなり避難指示は住民に誤解を招くといったところで、避難情報の発出をためらってしまったといったのがあるんだと思うんです。要は、行政側のリスク、たびたび避難指示を出してしまうと住民が信用しなくなる、そういったところに対するリスク、そこを熱海市は警戒してしまったんですね。それまでに何回も会議をやったらしいですけれども、そこをおろそかにしてしまったがために、あれだけの多くの犠牲者を出してしまったと。

発災時、盛り土がどうのこうのという話もあるんですけれども、熱海市のそれまでの降雨量は400ミリを超えているんですよね、400ミリを超えていれば、どこでも土砂災害は起きますよ。そういったことがあるんで、町のほうはいきなり避難指示という形になった避難情報について、緊急時、さっき町長が言われたマニュアルどおりに避難情報を出すのか出せない

のかといったところは、室長は今どのように考えていますか。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

最終的に、町民への避難情報につきましては町長の判断を仰ぐ形にはなりますが、その前に、ベースとしては、このガイドラインをベースとした中で、今現在、気象庁のほうと連絡は、向こうから来る連絡だけではなく、逆にこちらから情報という形を取りにいかせていただいた中で、時間的なところの雨量、総雨量ないし時間経過での雨量等がどうなるという形のもの、あとは満潮時、干潮時の時間帯の水位等を総合的に判断した中で、町長のほうには相談という形をかけさせていただいております。

こちらについては、静岡県ないし気象庁と、あと先ほど町長の答弁でもあったように、線状降水帯の予想されることの発令も、この６月１日から始まりまして、こちらについても実際に発表された場合に、地方のほうですと25％の確率しかないとは言われておりますが、逆に予報がなった場合の大雨になるものについては４分の３が大雨としてなっているということなので、その情報がなった場合には、時間帯もございますが、まずは高齢者の避難をという形から順を追ってやらせていただければと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

国・県からの土砂災害警戒情報が出た時点で、空振りというリスクがあっても避難指示は出していってもらいたい。それと同時に、大雨のときの避難所って、この湯けむりホールにだけしか開設していないように思うんですけれども、水害について竹麻地区と南中・南上地区が対象になっているわけですよ。その中で、南上からここまで出てくるというのはかなり危険が伴うんではないかというのを自分は思うんですけれども、ただ、南上地区には学校が１校あるよといった中で、どうしても河川沿いに集落が点在をしているという中で、どのように避難を促していくか、その辺何か考えられていますか。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

今の大雨に伴う避難について、直近でいけば５月14日に、これは土砂災害警戒情報が発令に伴っての避難所の開設だったわけですけれども、昨年と過去の実績でいっても、この役場

の湯けむりホールを避難所１か所開設といったことも事実としてはございます。こちらについては、総合的な判断の中で、これから雨量がどのように降ってきて、青野川ののみ込みといいますか、あとは、先ほども申し上げたような形の干潮時、満潮時の時間帯の水位等を総合的判断をした中で青野川水系の箇所で問題はないかなと判断した場合には、この湯けむりホールの１か所という形で対応しております。

ただ、今後につきましては、総合的判断の中に小河川だったり、そこも含まれた中で場所によっては低い場所もあって、水がそちらに流れるところもございますので、もう少し細かい判断をさせていただいた中での避難所の開設といった形を対応できればと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

〔１番　黒田利貴男君登壇〕

○１番（黒田利貴男君）　できるだけ雨の中って人は移動したくないと思うんですよ。何らかのいい方法を、せっかくできた防災室ですので、今後はしっかりと住民を守る、そういった観点から業務をやっていってもらいたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　これで黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

そのまま席でお待ちください。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時１５分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（谷　　正君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、通告にしたがって、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

行政報告でも、最初に新型コロナワクチンの予防接種についての項目でアフターコロナに関して言及がされていますけれども、コロナはまだ終息はしていないですけれども、若干落ちついて、その先はどうしようかという状況に今なっていると思います。こうした中での質問です。

１つは、地域経済の活性化の問題で、今、住民、事業者をはじめとした住民が置かれている現状、その打開の方向と課題についてであります。もう一つは、こうした感染症の中で果たした公立病院の役割、その後の課題について質問を行います。

まず、地域経済活性化の課題と国政であります。

新型コロナ禍に加えて、ロシアによるウクライナ侵略は、国際平和と経済に大きな影響を与え、ロシアの行為は断じて許されないものでありますけれども、同時に、こうした問題から教訓を引き出すことが重要と考えております。

新型コロナ禍が少しずつ落ち着きを取り戻しておりますが、まだ油断がなりません。同時に、新型コロナ禍で疲弊した町内経済について、どのように見て分析をされているか。また、その打開の方向についてどう考えているか、お考えがあったらお聞かせいただきたい。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

２年強に及ぶ新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済にかつてないほど大打撃を与えましたが、直近の状況では全国的にも経済活動が再開されてまいりました。このような中で、ロシアによるウクライナ侵攻に起因した燃料や小麦等の原材料費の高騰などが回復傾向にあった日本経済に水を差す状況となっており、この紛争が長期化の様相を見せる中で、一刻も早い国際平和の実現を切に願うものであります。

さて、新型コロナ感染症拡大の影響は、本町でのみなみの桜と菜の花まつりの入り込み客数を見ても顕著であり、コロナ前の平成30年度で21万2,000人だったものが、令和元年度16万1,000人、令和２年度で４万2,000人まで落ち込みましたが、令和３年度では、県内における感染者数の減少なども追い風となり、近年では最高値の23万5,000人となりました。国内においても、新たなウイルス変異も見られますが、４回目のワクチン接種も始まり、アフターコロナを見据えた中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した伊

勢海老まつり、みなみの桜と菜の花まつりでの宿泊割引キャンペーンの継続、現在展開中の第４弾プレミアム付商品券発行事業をもって、町内経済のダメージを最小限に抑えていきたいと考えております。

また、国・県で引き続き実施される各種コロナ救済施策の適切な情報提供に努めるとともに、関連する国からの新たな支援施策なども的確に捉えながら、町内経済のさらなる復興に邁進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、町長から答弁をいただきましたが、いわゆる町がやっている施策、プレミアム商品券なんかについても、近隣の町村の住民から町内の住民の皆さんがうらやましがられているという、ある意味では期待というか、やっていることの評価は全く同じで、努力は認めるものであります。

問題は、最大限町はやっていると。私は、この問題で、この項目で考えなければいけないのは、やはり町がやっているということだけではなくて、落ち込んだ経済の状態というのは今後、この半島先端の町は自営業者が元気でなければ魅力を発信することができません。５月の連休でも入り込み客数は、一見来ているようでもお金が落ちていない。ガソリンなんてほとんど入れていないという声が上がっています。この先、持続化給付金等々、借入れしたものをどうやって返済していくのかと、そういう切実な声があるんですね。入り込み客は来たけれどもお金が落ちていない、国民もお財布のひもを締めているという状況であります。

この間、繰り返し、繰り返し議会の場では、日本の労働者の賃金が上がっていないということを言ってきましたが、この間、ある程度の大手メディアでもそういうことを言っている。日本が20年も賃金が上がらない国だと。こうした中で、この間、ガソリン等々が上がる、あわせて食料品まで上がってくると。

町内で言えば、昨年９月以降に国絡みの低所得者支援で交付金をやるときに、住民課税非課税世帯が半数あるということでしたよね。こうした実情の中で、いわゆる食料品等々含めた値上げがどれだけ家計を苦しめるのか、また非課税ではなくても、町を半分支えている自営業者が頑張っているところでは、それほど多くの収益、収入がなくても支えるだけの負担はべらぼうにのしかかってくるという状況があるんですが、これについてはどう考えますか。あるいはまだそこまで考えが及んでいないか、その点を答えてもらえますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

20年所得が上がらない、それから物価が上がっていくというところがなかなか難しい、南伊豆町の町長がどれだけ経済にてこ入れできるかというのは大変発言にも困る質問でありますけれども、基本的には、まずこのコロナの影響、それからロシアの侵攻によって大変な打撃を受けているということは、これは我が町、我が国だけでなくて世界的に大きな影響が出ていると。マレーシアの親戚がいるんですけれども、５円上がったということで、生活に大変打撃を受けているということは、これは日本だけではないということです。

そして、今まで物価が安かったからこそ所得も低いのかなというところもあるので、ここはもう国のほうで所得を上げるということを岸田総理のほうが打ち上げていますので、そのところは物価が上がって所得が上がるということでなくて、所得を上げていくということを大前提に進めていかなくてはいけないのかなというところを私は感じています。

そして、先日、自由民主党の国会議員の先生のお話を聞かせてもらったんですけれども、全体と全員の違いということで、国として、全体としては税収は上がっている、昨年度の税収もかなりすばらしい額が出ている、今年度はそれをまだ上回るという予測のもとだそうです。しかし、それは全員がもうかっているのかというと、そうではない、もうかっていない人もいる。利益を上げている企業もたくさんあるということで、全員と全体の違いという話を聞いたんですけれども、やはり全員の所得を上げて負担がないようにというのは、なかなか厳しいところもあるかもしれないですけれども、町としては、やはりできることというのは限られるかと思いますので、このようなプレミアム商品券ですとか、町民のために少しでもなるようなことをやっていきたい、町民の負担をなるべくかけないような施策を打っていきたいというのは当然ですけれども、念頭にございますので、その辺のところ、今後も地方創生臨時交付金がまた次があるのかどうかは分からないんですけれども、またもしそのようなことがあれば、しっかりと対応させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　質問の趣旨というか、町とか、町長がやっていることに対して、あるいは今私が言った認識が町に責任があるということではないんです。現状をどのように見

ているかという、町民の声があれば。私は日常、スーパーで買物をしているんですけれども、もちろんプレミアム商品券も出しましたように、この１か月間の同じお金で買える商品の数というのはかなり減るんですよ。日常の買物で、食料品で、別に普通の買物ですよ、こうしたものがどれだけ、これ甘いものではないと思うんですね。町の責任と言っているんではないんですよ。今朝ニュースご覧になりました、日銀の総裁、家計が値上げを受け入れているということを言ったんですよ。もう頭にきませんか。冗談ではないですよ。20年も給料が上がらない国というのは、大手新聞でさえ言ってきているんですよ。町長、物価が安かったからなんて、それはもう冗談ではない。ガソリンが150円以上の国なんていうのはないんですから。産油国とは別ですけれども。

国民がそういう情報の中に置かれているとしたらどうですか。今、ウクライナの問題でロシアの国民が置かれている情報の中での問題が客観的に、ああいう国だからとなるけれども、日本が島国で情報が限られたものしか与えられなかったら、ほかの国を見られなかったら、そういう想像をした場合に、やっぱり20年間、私がこの議会で出したような普通の諸国が労働者の賃金が30年ではもう２倍になっている。30年前と比較すると、私が議会に出たときですけれども、実質賃金はそのときより落ちているんです。実質賃金は単なる表面の額ではありません、物価との関係でなく実質賃金が下がっている。親の代が30年働いても子の代に積み増しができないって、こんな国になっている。

私は結論から言うと、やはり末端の声を町村会等々を通じて国に上げてほしいと。今回たまたま６月議会でコロナが明けて、もう少しで参議院選挙が始まる、政治的な問題で言っているわけではないんです。実情からして何をするかということをしないと、この先やっていけない、商売もやっていけない。コロナが明けてから南伊豆町のこの地域で事業を再建していく、こういう展望が持てないのではないか。

日銀総裁は、家計が値上げを受け入れているということに合わせて、強力な金融緩和を続けていく方針を強調したと。これはご承知と思いますけれども、異次元金融緩和、日銀が国債を買い取って市中に出回るお金を増やすと、これはかつての安倍政権がやったアベノミクスの３本の矢の一つであります。議会でも、これまでコロナの前にやった賀詞交換会でも、アベノミクスがさんざん吹聴されましたけれども、この中身は、日銀が流したお金は景気が悪いために賃金や設備投資には回らず、株や金融商品につぎ込まれて、株を持っている大企業や大株主はもうかっても、また出回っているお金の量が増えて円の価値が下がって、今円安ですよね。円安だと輸出大企業は海外で稼いだ外貨を円に転換してもうけを大きくする。

輸入品、石油、ガソリンは大幅に値上げする。国民が困っているのは、こういうことです。小麦だ何だ、輸入に頼っているものが値上がりする、これがロシアによるウクライナ危機でさらに加速する。これがいわゆる経済の異次元金融緩和というのは新自由主義の本質で、国民は浮かばれない、この顕著な例が今の日本の経済の状態であります。

こうした点がやはり半島先端の末端のところでは非常に大きく響いて、今後どうしていくかという点では、やはり町は頑張ってそのプレミアム商品券とか100％にやっていると思っているんですよ。もっと上に対して、政党の枠を超えて正論を訴えてほしい。住民の頑張っている声、背水の陣で頑張っている声を訴えるべきだと。企業がもうかれば雇用や賃金も増えるというトリクルダウンは全くこの間なかったと言っていいのではないかと。町長、今の状況の責任を町や町長に言っているんではないんです。怒り狂ってはいるんだけれども、それを政府に対して住民代表の声だということで、ぜひ言ってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

その辺も含めていろいろ多岐にわたる要望等は、静岡県町村会のほうから上げているはずですので、そこのところは今後、要望活動とか陳情があれば、どんどん一緒に活動していきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、現状を挙げてほしいという話でしたけれども、具体的には、消費税を最低限５％にまですべきだと、そういう声。もう一つ、零細事業者が多いところで、23年10月からインボイス制度を導入するという、ここでも全国の議会からはインボイスをやめろという声が上がっています。いわゆる自力で頑張ってやっていても、課税業者からインボイスを求められたら、これを出すか出さないか、出さなければ課税業者にならなければならない、そういう状態で、営業そのものができなくなる状態、希望も持てない状態があるということは、今、ふつふつと大問題になっております。

こうした点、消費税を、先ほど言った一番最初の問題で日常生活の食料品が上がっている、こうしたものを軽減だ何だという悪意ではなくてもう５％、本当はゼロにすべきだと思いま

すが、その消費税を減税する、それとインボイスを中止をすべきだと。この声を上げるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

消費税もなくなれば、私もいいなとは思いますけれども、それが可能かどうかはちょっと。消費税というのは目的税でもあり、今ましてや大変福祉にも有効に使われている。高齢化した日本では大変貴重な財源だと思いますので、それが５％と訴えていいものなのか、なしにしろと言っていいのか、それは来週、県の町長会がございますので、また皆さんと相談をさせてもらいたいと思います。

それと、インボイスにつきましても、インボイス、大変申し訳ないですが私も勉強不足なんですけれども、ただ、事業者としては自分がインボイスの登録業者にならないと、自分の仕入れ先、元請先とか、そういう流れの中で関連する業者さんに迷惑がかかるというところがあるというふうに聞いていますので、やっぱりそれは流れで販売店さん、それから問屋さん、それから第一問屋さんとかというそういうところが、皆さん仕入れに対して消費税がかかっているわけであって、売上げに乗せた消費税の分が、100円のものを売ると110円になるわけですけれども、それを問屋さんが70円で卸していれば77円になるわけですけれども、そこの７円の税と10円の税の３円のところの差額というのが税金として払わなくていいわけですけれども、それも全部みんなが負担しなければならないというようなこと、何かそんなようなニュアンスだったと思いますけれども。だから、そこのところは私も勉強不足で、答弁として不適切かもしれないですけれども、その辺のところをちょっと勉強して、インボイス制度については声を上げていいのかどうかというのも含めて、私から適切な回答というのはできませんけれども、これから勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　いずれにしても小さいところにしわ寄せが来るということであって、事業の形態はもう様々で、自分の生活を守っていくという状態がありますよね。ここで予定には入れていなかったですけれども、かつて農業振興会で湯の花直売所を役所の場所を借りて立ち上げたというのは、やはり専業農家はほとんど少ないわけですけれども、退職しても

何でも、農地や、あるいは菜園があれば、そこで少しでも稼ぐことができるという、こうしたことで全体の売上げそのものは３億弱までいっているわけですけれども、こうした意欲をインボイスというのは削ぐことになると。もちろんそうしたことでべらぼうに稼げるかどうかというのはまた別な問題なんですよ、もっとやり方をして対外的に出荷をして発展させるということは可能ですけれども、そうしたときに、インボイス制度というのは足かせになってしまうし、現状でもそれは意欲を削ぐことになる。

今、全国のシルバー人材センターでは、人材センターそのものが課税業者になることで、これは要は下にしわ寄せがいかないと自分が生き残れないということになっているということで、全国の議会から意見書が上がっている。そういう点を調べて、ぜひ、来年10月こんなことをやらないように、コロナ禍から脱却してコロナ前に戻すというのは容易なことではないですよ。

現時点で、いわゆる上のほうに立っている、さっき日銀総裁の話もしましたけれども、こうした方々の認識が庶民の、一般の感覚とは全くかけ離れているんで、それで末端の住民の代表である町長が、まして経済の状態でも伊豆半島先端の厳しいところで頑張っている町の長が、そういう声を代弁して、町村会等々で言ってほしいということであります。

さて、もう一つ国政との関わりでは、これはもちろん町長の見解でいいんですよ、責任ではありませんから。ロシアによるウクライナ侵略ですよ、とんでもないことで、蛮行でありますけれども、この機に、いわゆるプーチンと27回も会食したという人がアメリカの核兵器を日本に持って来いとか、それを盛んに言って先制攻撃論を後輩の今の岸田政権にやっていると。敵が来る前にやっつけてしまうと。そのために憲法９条を改憲だというような、大ざっぱでそういう議論なんですが、私は、ウクライナの問題を映像でニュースで見たときに、もう核兵器であろうが何であろうが、やり合いをしたらどれだけおびただしい人間が死ぬのか。まして日本は唯一の被爆国であります。平和があってこその社会で、今日本がやるべき立場は、憲法９条の下で、体制の違いで云々ではなくて、国連憲章に基づいて紛争の解決は武力によらないで話合いでやると、このスタンス。

国連では昨年、核兵器禁止条約が議決されて、130か国が議決されたんです。日本はそれに棄権しました。条約の批准もしていない。しかし、やはり本来の立場からいったら太平洋戦争で中国や近隣諸国に日本が行ったことを振り返ったにしても、そういう武力によらないで問題の解決を話合いでやる、こういうことを落ちついて粛々と提案すべきではないかというふうに思うんですよ。この点についてはどのように考えますか。

考えるというか、賛否両論とかではなくて、こうした点を上に言ってほしいと。町村会でもそういう声を上げて、核兵器にしても何でも武力の解決ではなくて、平和があってこそ社会の発展、コロナ後の発展もできるし、こうした点を上に対して、全国町村会等々を通じて言ってほしいという思いですが、その点。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

当然ですけれども、このロシア侵攻については、我々日本国民は誰もこの行為に対して同意している人はいないと思います。当然ですけれども、私たち町村会としてもそういう決議をしておりますし、今後、核についても、核禁止条約何とかというアンケートが首長に来るんですけれども、それは全て私は反対をしていますので、その辺のところは県内も様々いろいろと温度差があるかもしれないですけれども、それは徹底的に、唯一の被爆国として、首長として、それは断固として反対して、また、そういう機会があれば、当然、町村会でも訴えていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　１日も早く戦争が終わってほしいことを願うものです。

この項の最後に、これは②で書いてありますけれども、伊豆縦貫道の進捗を見据えた生産基盤の構築の考えに関して、議会でも報告されていましたけれども、青市の野辺農地を埋め立てて農地にするということが進んでおりますけれども、あわせてこのウクライナ危機の状況の中で食料危機の問題、改めて食料自給率の向上の問題が大事な課題になっていると思いますが、こうした点の考えがあるかどうか、この点についてご答弁いただけますか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

伊豆縦貫自動車道においては、今年度中に河津インターチェンジ、逆川インターチェンジ間が開通する見込みであり、現状で21分程度かかっているところが、わずか５分に短縮されるなど、観光面を含めて地域活性化につながることが期待されております。また、箕作下田間や最大難所である天城トンネルはまだまだ時間を要しますが、伊豆南部への交通アクセス

は着実に改善されております。

このような現況下にあっては、生産基盤の構築をなす手法として、町外からの企業誘致も効果的と考えており、そのためにも町の魅力やすばらしさを様々な人に知っていただくことが重要であると考えております。

今後も、所管課を中心として積極的な企業誘致に取り組む中で、生産基盤構築の核となるキーマンや企業の出現を見いだしていただきたいと考えております。８月から青市の野辺地区においては伊豆縦貫道の建設発生土を搬入してほ場整備という準備の段階に入ります。完成後はほ場として活用して、どういう農業等ができるかというのは、まだこれからなんですけれども、一応高収益作物を生産するということで、今答弁したとおり、農業法人等、農業法人以外も、企業さんが参入してくれることも視野に入れながら、しっかりと整備していきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この点に関して答弁は理解しましたけれども、同時に、先ほどの質問との関連で言えば、私たちは地元から出た子供たちがもし起業して、意欲があればこの土地に戻ってきて仕事をしてほしいという思いがある方もいると思うんですね。ではそれが１次産業かどうかということは押しつけるものではないんですが、やはりそういう環境も視野に入れて、目先で、整備したから収益を上げる、何か形だけそこに企業か何か入ればいいという、私はそうではなくて、ずっと努力してきた私たちの、あるいは後輩、これから生まれてくる子供たちも含めて、この土地を守ろう、この土地で生きていくという、そういうものを育てる、そういう考えもぜひ、単なる企業誘致ではなくて、生産利益が土地に蓄積していくような、そういう取組に関しても目線を向けてやっていただきたいと。これは答弁は要りません。大変な課題でありますので、一朝一夕にいかないことですから、ぜひそういう視点を視野に入れて取組を進めていただきたい。

あと10分なんで、この３番目を先にやります。

２番目の公立病院の問題で下田メディカルと関わりはありますけれども、旧共立湊病院の歴史的系譜と課題ということで、これちょっと私も先走って、今年は湊病院開設から100年と。来年なんですね、今年99年で。大正12年で我が日本共産党が今年の７月15日で100周年を迎えるんで、どうも混同して100年と。よくよく今朝確認したら99年だったんですけれど

も、来年100年で、その前の準備としてはいいんではないかというふうに思いますけれども。

メディカルが開設してもう10年の節目という点で、海軍病院から来年100年になるという点で言うと、やはり敷地内に若干遺構というんですか、今もう廃墟めぐりのポイントになって、それ自身が悪いとは評価しませんけれども、ネットで検索すると、もう廃墟めぐりのトップに出てきちゃうんですね。それだけ歴史があって、注目もあるということなんですが、敷地内にまだ若干の遺構もあります。しっかりと残して、あの海軍病院ができたことが湊の直線道路も含めて青市の直線道路や下田から至る道がそのために造られたということであると思うんですが、そこから国立湊病院、共立湊病院を経て下田メディカルセンターに至るわけですけれども、移転して10年、やはり老朽化施設の解体、整備は地元としても喫緊の課題だというふうに捉えております。

廃墟めぐりが大々的になってきてしまって、事故でも起きて報道されるような事態になったら逆効果であります。また、この場所、津波浸水地域でありますけれども、駐車場や、あるいはいつでも避難地にできるような対応が必要だと思います。こうした点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

議員もご承知のとおり、旧病院敷地内の遺構等についても、全て国立湊病院を受け継いだ一部事務組合下田メディカルセンターの所有物であり、一義的には同組合にお願いすることとなります。以前にも話題となりましたが、象徴的な遺構である第１病棟は老朽化が激しく、現状においても一部の屋根が崩壊しており、保全は難しいのではないかと報告を受けております。

そのほか旧海軍時代の境界標識などが考えられますが、どれだけのものがあるかは不明な状況にあります。記録等についても、下田メディカルセンターにつながる沿革史としての一部事務組合下田メディカルセンターで編さんすることが適当と考えております。その必要性も認識しておりますので、努力は惜しまないつもりであります。

また、新型コロナウイルス感染などの影響を受けて延期されておりました旧共立湊病院の解体工事につきまして、本年３月23日に開催されました臨時の運営会議において令和４年度補正予算を編成し、解体のための実施設計費を計上、加えて令和５年、６年度の２か年で解体することが合意されました。このことを受けて、本年４月21日には組合構成市町の組合担

当課長が人事異動で大幅に代わっておりますので、解体工程の共有化を図るため、現地視察及び勉強会が開催され、解体に向けた準備が着々と進められております。

旧病院解体後の跡地利用に向けては、実務者レベルで協議、検討させていくものと思いますが、同組合の利用方針が優先されることとなります。ご指摘のとおり、当地は津波浸水域であるため、各種制約が求められるものと思われますが、地元の首長として、湊地区の皆様のご意向などがありましたら、しっかりと主張をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　非常に重要だと思います。かつて地方創生で様々な計画等々がなされて、なかなかこうしたことの提案ができないでおりましたが、冷静に考えて、やはり財源の使い方を含めて、何が優先かということと、解体した後の状態に関しても、地元の要望を酌んでぜひやっていただきたいと。

繰り返しですけれども、ご答弁ありましたけれども、あそこの遺構、もちろん事務組合として管理者、副管理者別ですけれども、南伊豆町にあったということから、あるいは現存してあるわけなので、海軍病院からの歴史に関しての、いわゆる取扱いや責任はもちろん事務組合でやってもらうわけですけれども、この点は強く主張して、まだ場内には、今朝も確認したんですけれども、廃墟めぐりのツアーの新しい写真での錨のマークの消火栓とか、そういうものがあるんです。

やはり歴史的なものという点でも、しっかりと、あの場に置くとかというんではなくて保存する、そうした主張を南伊豆町として、この町の歴史の中にあったということの位置づけを含めた記録はしっかりと物を残すことも含めて、記述も含めてやっていただきたいと。担当、答弁する場所が違うかもしれないんですけれども、ぜひそうしたこと、文化財かどうかあれですけれども、そうした点も含めてぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

ありがとうございます。一部事務組合の構成市町、それから組合議員の方もいらっしゃいますので、また議員の皆さんにもお力添えをいただいて、しっかりその辺は発信していきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

なお、横嶋隆二君の質問は午後から残りの質問を実施したいと思います。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、公立病院の役割と評価についてであります。

先ほど旧共立湊病院の歴史的系譜の問題について言及しましたが、海軍病院が発足してから今年で99年、来年で100年の節目に当たりますけれども、海軍病院から国立病院、共立湊病院を経て、今下田に移転しましたけれども、下田メディカルセンターが賀茂地区の唯一の公立病院として存在しております。

質問の要旨には、下田メディカルセンターが開設して丸10年、指定管理者による医療施設の減価償却負担に加えて職員宿舎の減価償却負担と、以前の運営内容と基本的に変わる中、現指定管理者による努力によって伊豆半島南部地域住民の医療のよりどころとなっております。慢性疾患はもとより救急医療で果たしている急性期医療の役割は非常に大きなものがあります。

新型コロナ禍においても、公立医療ならではの病床確保と役割の発揮は重要でありました。10年の節目を迎えて、下田メディカルセンターの公立医療の評価と現法人の評価についてしっかり行うべきだというふうに思って、この項を節目として立てたものであります。

第１に質問するのは、新型コロナ禍での下田メディカルセンターの役割と評価、またそれも含めたこれまでの10年の経過について、どのように評価されているかご答弁をお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

下田メディカルセンターは賀茂医療圏で唯一の公的病院であり、感染症病床を４床有し、新型コロナウイルス感染者への対応については、本医療圏で中心的な役割を担っております。また、病院長をはじめ医師、看護師等、医療関係者におかれましては医療の最前線で日々ご奮闘いただき、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスは感染が拡大し始めた初期の段階では、従来からあるコロナウイルスとは全く別の未知のウイルスであり、世界中でパンデミックとなるなど、従来の感染症対策とは異なる対応が求められてきました。このため、下田メディカルセンターでは職員一丸となって感染症に関する各種情報収集に努めながら、手探り状態の中で感染者対応をされてきたことはご承知のとおりであります。

その後、感染者を受け入れる多くの公立病院では院内クラスターが発生いたしましたが、幸いにも同センターではその発生は抑えられており、携わる医療スタッフの皆様のご努力の賜物であると思料いたします。

一方で、スタッフの確保や設備規模などから重症者の対応ができないという課題も残りますが、本医療圏で唯一の感染症病床を有し、基幹的に対応でき得る医療機関があるという事実は、地域住民の安心につながる極めて重要なことだと強く認識しております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　直近のコロナ感染症の問題を通じての、下田メディカルセンターの役割の評価については非常に大事なことだというふうに思っています。同時に、この間の国の医療政策、特に昨年の秋以降、公立病院の病床削減がコロナ禍の中で平然と行われてきました。下田メディカルセンターはその俎上に上がっておりませんけれども、やはり国家全体としての感染症に対する公的医療の役割というのは、やはり再認識すると同時に、政府、厚生労働省に対してもこうした位置づけを、いざというときの備えとしてしっかりと持っていることが必要ではないかというふうに我々は思うし、公立病院であったからこそこれが保たれてきたのではないかというふうに思います。

地域の住民がコロナ禍でも安心して、感染症病床は少なくてもこうしたよりどころとしてあったということはしっかりと認識しなければならないというふうに思います。

遡って1986年に国立病院統廃合・移譲計画が発表されました。私が議会に出たのは1991年

の５年後でしたけれども、そのときには国立湊病院に派遣された医師の中に統廃合・移譲計画の後の使命を持った方々がもういらっしゃって、私が議会に出たときには国が病院を廃止する、医療がなくなる、大変だということで、当時の菊池町長をはじめとして、この地域から戦前は海軍病院で一般診療などとても、いわゆる地域住民をはじめとして医者にかかることができるような世の中ではなかった。これが戦後、国立病院として曲がりなりにも一般の住民が開業医並びに国立病院にも足を向けられる状態になって、でも間もなくから、それからべらぼうにたったわけではありません、それで国立を廃止する。もう既に受け皿となる方々がその病院の中にいたということ。

これは私の一方的な見解ではありません。1986年の同じ年に自治医科大学の卒業生ＯＢで構成する地域医療振興協会が発足をしております。湊病院が国立の移譲第１号として、ここは俎上に上がる、我々は医療がなくなるという選択肢を迫られて、どっちにするかということで、なくなっては困るということから共立、組合立の病院の道に進んでくる。そこが今度は医療を経営移譲するということで、そこに現れたのが地域医療振興協会でありました。国立病院として、既に院長、副院長として赴任している方々が横滑りで共立病院を受けてきたわけであります。これは恣意的な問題ではない、厳然なる事実でありました。

私たちは、そこの新たな医療に期待をしながらも、同時に、平成22年から23年、移譲から10年たってから新しい病院を造る際に、医療収益から減価償却を得なければ、この地域で医療を継続することができないという組合議会12人の、１市５町で構成する組合の党派を超えた議員の方々の総意で減価償却を積み増しをしながら、この地域の公的医療を守っていこうという流れで、しかしながら、財源が厳しい中でどういう建物、あるいは運営の仕方をしたらいいのかという試行錯誤の末に、あちらこちらの病院をめぐりながら、最終的には震災で被害も受けましたが、福島県の三春町の病院の例を参考に下田メディカルセンターの立ち上げが始まったわけであります。

町長、こうした経緯は耳には挟んでいるかと思いますが、下田メディカルセンターが当初は軍の病院として軍人、兵士、そして軍属の病院であったものが、太平洋戦争、第２次大戦が終わった後、国民に開放されて国立病院となって、一般診療が始まる。その後、いわゆる国立から運営を切り離す、国は面倒見ないよと、はっきり言ってそういうことなんですね。地元でやってくれという中で、受け皿として出てきたのが法律とともにできた国立病院統廃合・移譲計画が成立した移譲計画措置法と同じ年にできた地域医療振興協会発足、その方々が受け入れてやってきたと。

組合の方々は新しい病院の計画をする際に、減価償却の負担をもって次の運営を検討する、こういう中で、残念ながら受けた地域医療振興協会は公募に応じていただくことができず、現法人が曲折を経て運営をしていただいたと。まさにこの南伊豆の地域の、伊豆半島南部賀茂地域の公立医療は本当にぎりぎりの線で医療を守ってきて、そして今、新型コロナ禍の下で、先ほど町長が評価したような働きをしてきたと。こうした点はしっかりと脳裏に焼きつけながら、同時に住民の皆さんにもこうした点を知っていただく、こういうことが必要ではないかと。

私は、先ほどの午前中の質問で共立病院の歴史的系譜の話をしましたが、単に歴史的なものではなくて、そういう医療をめぐる様々な葛藤と、守るための本当に切実な努力があったということをしっかりと認識しなければいけないというふうに、改めてこの節目に思うわけですが、いかがお考えですか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

人口減少が急速に進行している中にあって、令和３年度に開催された賀茂地域医療構想調整会議では、救急医療を担当されている病院から現病院の機能維持の疑問や機能分化・集約化の話などが出ております。また、医師の働き方改革もあり、病院経営は非常に厳しい状況となっております。

下田メディカルセンターは、賀茂医療圏で唯一の公立病院であり、急性期を中心とした医療が求められております。下田メディカルセンターの指定管理者である静岡メディカルアライアンスの母体は、神奈川県を中心に医療展開しているジャパンメディカルアライアンスであり、その基幹病院である海老名総合病院は、救命救急センターを運営するなど、その蓄積されたノウハウが下田メディカルセンターでも活用されております。

今後、賀茂医療圏の病院の機能分化・集約化が検討されることになったとしても、その中心を担っていただけるものと大いに期待をしております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋議員。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ、そうした今のいわゆる組合として地域の公立医療を残す仕組みをしっかりと受け継いで今に至る法人の役割を認識してほしいということと同時に、先ほ

ど町長も言われたスタッフの確保で苦労しているとか、様々な集約化の課題があります。こうしたことに関しては、やはり一番最初の質問で政府に対する要望等々のことがありましたけれども、2025年問題で団塊の世代の後期高齢者化を含めて、医療体制や福祉・介護の体制の充実が叫ばれている一方で、医療従事者や福祉従事者の待遇、介護の関係であるとすれば介護報酬ですよね、これが非常に低いと、エッセンシャルワーカーだ何だって、コロナ感染症の中で言われましたが、厳然として今でも低いと。これは保育労働者に関してもそうです。いわゆる人々が安心して暮らすために何が必要かと。医療・健康・子育て、子育てのためにやはり男性の認識も改め、ジェンダー平等の社会的な基盤、こうしたことで日本が遅れている問題と政治的にエッセンシャルワーカーの待遇をきちんとしっかりと保障する。

国民の生活、自営を守るために大企業に対してしっかり果たしてほしいと、消費税等々、減税のことも言いましたけれども、この円安の中で大企業がべらぼうにもうけている。私たちは大企業を目の敵にするんではなくて、積み増しをした内部留保の一部にしっかりと課税をするということをして、国民・住民の生活を守るための財源にしろということを言っているわけですが、医療の場合も制度のさじ加減でこれが決まってくるということがあります。

さらに言うと、少子高齢化と繰り返し世間で言われております、しかし、そのような施策を政府が取っていない、国民の給与を20年間も上げない仕組み、エッセンシャルワーカーや、いわゆる子供を育てる、南伊豆町の場合は保育園の定員はしっかり確保していますが、こうした待遇、非正規雇用でせざるを得ない、そういう状況が日本の少子化を進行させている。こうしたことは国家として早期に改善しなければ国の衰退につながるものであって、これは町の責任ではありません。

そうしたことを国に対しても町村会を通じて上げることを切に願うものですが、ご答弁を願います。

これで終わります。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

議員のほうからもお話しがありましたように、これはしっかりと県の町村会のほうでも提案して訴えていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩を取ります。お席でお待ちください。

休憩　午後　１時１８分

再開　午後　１時１９分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（谷　　正君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それでは、質問に入らせていただきます。

自衛隊に対する町長の認識と自衛官募集、そして防災への協働の推進についてお尋ねいたします。

単刀直入にお尋ねいたします。本町のトップとして、自衛隊という組織が町においてどのような位置づけの組織であるか。また、どのような認識を持たれているのか。

そして、町長自身が示されている政策主張と相まってどのようなことを期待されているのかお聞きします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

自衛隊の主な任務は国防と安全保障でありますが、我々が知り得る身近な任務としては、人命救助等に係る災害派遣活動であると認識しております。

近年における災害は激甚化しており、大規模地震や記録的な豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が全国各地で毎年発生し、多くの人命や財産が失われております。これら災害が発生した場合、被災自治体のみでの対応が困難なことから、自衛隊をはじめとした関係機関のご支援をいただきながら災害対応に当たることを踏まえれば、自衛隊との日頃からの

連携は必要不可欠なものであると認識しているところであります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私の認識と大体似ているといいましょうか、合っているんですけれども、一つ足りないのが国際平和協力、ＰＫＯとかＰＫＦ、このようなものも自衛隊の大きな役割の一つということですので。

私の認識ですけれども、自衛隊の位置づけとしましては、日本国憲法第９条の下、専守防衛に基づき、国防の基本方針及び防衛計画の大綱の定めるところにより国の平和と独立を守り、国の安全を保つため我が国を防衛することを基本理念とすると定められております。また、ご承知のとおり、内閣総理大臣が内閣を代表して最高指揮監督権を有し、防衛大臣が隊務を統括しております。自衛隊の役割は大きく分けて、先ほど町長がおっしゃった国の防衛、災害派遣、そして国際平和協力のこの３つに区分されるものと考えております。

主たる任務は、日本の平和と独立を守ることです。そのために平素から警戒監視体制を維持するとともに、教育訓練によって能力を高め、各種事態の発生を未然に防止し、さらに万が一日本が武力攻撃された場合に備えた体制を維持しております。

中国が尖閣諸島で不穏な動きをしたり、北朝鮮が弾道ミサイルなどを発射したり、ロシアがウクライナに武力侵攻するなど、東アジアやヨーロッパ等の情勢が不安定さを増す中、大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。

一方で、その他の２つは従たる任務とされていますが、特に日本は、南伊豆もそうですけれども、地形、地質、気象などの条件により自然災害が発生しやすい国ですので、南伊豆の住民の皆様にとって最も身近な活動としては災害派遣ではないかと感じております。自衛隊は自然災害が発生した場合、国内のどの地域においても、人命救助はもとより、復旧や生活支援を行う体制を保持しております。48年前の伊豆半島沖地震や熱海の土石流災害、そして東日本大震災等でも捜索、救助、医療、給水、人員や物資の輸送など様々な活動を被災者の心に寄り添いながら行っていただきました。この点につきましても、私自身もそうですけれども大変感謝しているところであります。多くの住民の皆様も同じ思いであるかと思います。

災害支援活動を行う上で、自衛隊は都道府県知事の要請に基づいて、あるいは特に緊急を要する場合は要請を待たずに防衛大臣またはその指定する者の命令により派遣されます。そして様々な派遣活動を行います。

市町村長は、災害が発生した、または発生しようとしている場合、応急処置を行う必要があると認めたときは、都道府県知事に対し災害派遣の要請をするよう求めることができるとともに、災害対策基本法第68条では、市町村長は知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛大臣または大臣が指定する者に通知することができるとされております。

自衛隊との有事における情報連携や協力体制、その前段における平時での役割の整理などは大変重要なことだと考えております。大規模災害の際には確かに先ほどおっしゃった役場だけでできることにも限界があります。自衛隊としっかり連携することが住民の皆様の安心・安全、そして命を守ることに直結すると考えております。

私はそういう意見です。大体似たようなものだと思いますけれども、それでは、２番目の自衛隊法第97条に定める事務処理についてお伺いしたいと思います。

自衛隊と防衛問題に関する世論調査というものがありまして、これは防衛白書に載っております。この中で、自衛隊の国民に対する周知、認知の現状というものを示させていただきます。

全体に見て自衛隊に対してよい印象を持っていますか、それとも悪い印象を持っていますかというこの国民のアンケートについては、国民の約９割の方がよい印象、どちらかといえばよい印象を持っているという回答になっております。ですが、自衛官募集に移ったときにはどうなるかという話なんですけれども、皆さんの家族とか近親の方を自衛隊にさせたいですかという話になりますと、これはさせたくないという意見がかなり出てくると。それはなぜかということを尋ねたところ、もちろん国際紛争や戦争などが起こった場合には危険な仕事であるからというのが８割を超えている。皆さんは、自衛隊が何をするための組織であるかということを余り認識していないのかなと。

自衛隊の一番大事な、そして自衛隊にしか果たすことができない任務というのが、先ほど言いました私たちの国日本を防衛することです。政治や経済、そして社会の在り方を他国の誰かに強制されるのではなく、私たち自身で決めていくためには、私たちの国の独立を守らなければなりません。また、平和と安全は私たちが安心して生活し、反映を続けていく上でなくてはならないものであります。

こうした国の独立や平和、そして安全は、大変残念ながら願うばかりでは実現できるものではありません。例えば、皆さんが強盗に遭ったり、暴力を振るわれたりしたとき、警察を呼べばすぐに助けが来て、犯人を逮捕してくれると思いますけれども、しかし、国際社会では、他の国に何かを奪われたり、攻撃をされたりしたとしても、警察のように頼れる存在は

ありません。国連の常任理事国、拒否権を持つロシアがウクライナに対しての武力侵攻、これを見れば分かると思います。

話合いや協力といった手段により平和や安全が脅かされるような状況になることを未然に防ぐのは、もちろんこれは重要なことです。しかし、国を確実に守るためには、日本がきちんと自分たちの国を守る意思と能力があることを周りに示し、日本から何かを奪うのは難しいとほかの国に思わせることが必要ではないでしょうか。

さらに、それでも他の国に攻め込まれるような場合には、確実に対処できるようにしておくことが必要です。自衛隊が多くのお金と労力をかけてどのような状況にも対処できる力を常に維持しているのは、他の国と戦争をしたいわけではないんです。自衛隊が万全の体制を整えているということを示すことで、ほかの国に日本とは戦争したくないと思わせる。戦争が起きないようにすることが自衛隊にとっての一番の勝利と思います。

このように、ほかの国に対して日本を攻めることを思いとどまらせる力をよく言いますよね、抑止力、これが大事なんです。自衛隊の実情がよく分からんよと、何をやっているか分からないなんて、取りあえず私の息子、娘は行かせませんよとおっしゃる方がいらっしゃいます。これは自衛隊自らの周知能力が少し欠けている部分もあるかもしれません。しかし、自衛隊募集というのは自治体がその業務を担っているところがあります。

自衛隊法第97条、地方自治法では第２条、地方自治法施行令第１条及び自衛隊法施行令第162条において、国に代わり県及び市町村が募集業務をやるということになっております。自衛隊法第97条に定める都道府県等が処理する事務について、どのような業務を行っているか。また、自衛官募集の推進についてポスターや看板の設置を役場庁舎内でどのように行っているかお聞きしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

自衛隊法第97条第１項では、都道府県知事及び市町村長は自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を担うこととされていることから、本町でも防衛大臣からの募集対象者情報の提供依頼等に対応しております。

自衛官募集事務の推進活動においては、自衛官募集相談員の配置や役場敷地入り口付近への看板設置のほか、自衛官募集を統括する静岡地方協力本部から提供される自衛官募集チラシの全戸配布など、これら広報活動を通じて自衛官募集に係る協力推進を図っているところ

であります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　自衛官募集のボスターとか、昔はのぼりというんですか、垂れ幕というものが庁舎の上から下がっていたと思うんですけれども、ポスター、貼り付ける期間というのは１か月とか２か月とか、そういうものは決まっているんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

ポスターの掲示期間つきましては、防衛大臣名で町長宛てに募集事務に伴っての協力依頼が届きます。その後にポスターが届いた中で、募集期間であるおおよそ一月ないし一月半がポスターの掲示期間となっており、今回も、年明けた１月12日付で来た後に、ポスターの掲示のほうも行っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　昔、役場の壁のところに垂れ幕みたいなのがあるのが記憶にあるんですけれども、そういうものは今後は設置するのか、しないのか。それとも地連のほうからそういうものが届かないのか、分かったらちょっと教えていただきたいんです。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

垂れ幕につきましては、旧庁舎のときには正面玄関の横のところに掲示をしておりました。こちらについては自衛隊協力会のほうで用意した垂れ幕のほうをやっておりましたが、今現在、この庁舎のほうですと、正面ではない側面のところに掲示できる形ではございますが、この庁舎ができてから使用をしていないものですから、今の垂れ幕のほうが掲示できないような状況になっております。

なので、今後、この南伊豆町の自衛隊協力会のほうと、また相談をかけさせていただきますが、こちらのほうを用意した形での掲示を必要とするものかどうかも含めて、協力会のほうに相談という形でしたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　分かりました。

それと先ほど、地域募集相談員等々お話がありましたけれども、（３）にいきますよ。

自衛隊静岡地方協力本部や地域募集相談員との連携、これはどのようになっているでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

静岡地方協力本部の出先機関としては、県内に11の地域事務所や募集案内所が設置されており、賀茂地域を管轄する伊東地域事務所では陸上・海上・航空自衛隊募集の窓口として、施設見学や体験等の仲介を行っているほか、各種自衛官募集に関連する事務を取り扱っております。

また、自治体における募集のための広報活動に関する援助、協力については、これら関係機関に加え、市町村長と自衛隊地方協力本部長の連名をもって、委嘱された自衛官募集相談員による募集広報活動に対して、連携強化を強めているところであり、引き続き、募集相談員並びに伊東地域事務所との、密接な連携をもって対応してまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　南伊豆町には、地域募集相談員というのはお２人ですか、いらっしゃるのは。そういう方々から要望とかそういうものはないんですかね、募集については。もしありましたら教えていただきたいんですけれども。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

まず本町の募集相談員、こちらにつきましては消防団本部の副団長２名に委嘱という形、また受託いただいております。

募集に伴う詳細要望等につきましてはございません。ただ、この町消防団、水防団も兼ねているんですけれども、こちらと自衛隊との連携といった形の中で、募集相談員を受けていただいており、日頃からの連携といった、自衛隊との連携といった形の、ひとつのパイプ役

という形ではなっていただいておりまして、この副団長の２名の方については、その分の負担がかかっていることは承知の中でお願いし、やっていただいているところです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　副団長兼相談員というのは、２つ役職をやるというのも、本人に対しては大変なことだと私は思いますので、なるたけ負担を減らすように、ひとつお願いしたいと思います。

それでは、次の４番、南伊豆町を隊区とする連隊との情報共有への動きは。また、防災の協働を行うに当たり、どのような活動をしているのかということでお聞きしたいと思います。

防災の観点においては、区隊との連携が、先ほど町長もおっしゃっていましたけれども、非常に重要になります。町内各自主防組織との連携、警察や消防の各組織、広域本部等、要するに県の出先機関との連携を密にするほか、その大綱に載っている自衛隊との情報共有により、防災体制の構築に努めていることが、大変重要ではないかと思います。南伊豆町を隊区とする連隊との情報共有の動きは。また防災での協働を行うに当たり、どのような活動をしているかお聞きしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

自衛隊の組織改変に伴い、本年２月以降の本町の管轄は、陸上自衛隊駒門駐屯地に駐在する第１戦車大隊から、板妻駐屯地に駐在する第34普通科連隊に変更となりました。

これまで、管轄していただいた第１戦車大隊とは、平時における防災訓練や、町災害対策本部運営訓練のほか、消防団活動や水防における訓練を通じて連携を図ってまいりましたが、新たに管轄となる34普通科連隊からは、隊区の引継ぎが円滑に完了した旨の報告を受けておりますので、これまで以上の連携・協力支援等を期待しているところであります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　自衛隊の連携というのは、第１戦車大隊から34普通科連隊に移ったということで、分かりました。

それで第34普通科連隊、この板妻ということですけれども、ちょっと私、地理的に御殿場のほうにあるのか、どの辺にあるのかちょっと分からないんですけれども、どなたか教えていただければありがたいんですが。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

詳細な位置。

○２番（宮田和彦君）　どの辺かで。

○防災室長（平山貴広君）　御殿場の近隣といった形で認識していただければと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　お答えいたします。

議員は、第１戦車大隊のほうはご存じですか。

○２番（宮田和彦君）　駒門の辺り。

○副町長（橋本元治君）　駒門はご存じですか。

駒門があって、246があって、その上です。その上に板妻駐屯地があります。そこに34普通科連隊が駐屯しているということですので、そちらのほうに隊区が変わったということでございます。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ご丁寧にありがとうございます。

それでは、大きい２番目ですね。

避難所と家庭の停電対策と、災害時、平時等でのドローン活用についてということで質問させていただきます。

災害発生時の、その中で避難所の停電対策の現状と今後の改善策についてお伺いしたいと思います。

災害発生時の拠点となる避難所には、高齢者や子供たち、配慮の必要な方々なども多く集まります。被災直後で不安を抱える中、いつもどおりの生活ができない不便さが重なって、大きなストレスになることもあります。電気があれば、ということは意外と多いものと思います。

この各避難所に必要な電力の試算といいましょうか、暑さ、寒さ対策を含めて、発電機の

定格出力、これが重要になってきます。これの整合性というものがあるのかどうか。

また、私ちょっと調べてみたんですけれども、避難所で必要な電気といいましょうか、電力ですね。これは何かといったら照明、まず最初に照明が来ると思うんです。次にスマートフォンの充電。これは情報収集や連絡手段、外との連絡手段として欠かせないものと思っております。この非常時に外部との唯一のつながりになります。避難者や近隣の方が利用できるスマートフォン充電コーナー、これも提供することは、避難所の重要な責務と考えます。

次に、暑さ対策、これは避難所における熱中症対策、これは大きな課題でございます。スポット的な暑さ対策に使えるスタンド扇風機や感染症対策として広いスペースの換気ができる大型送風機などを、この発電機とセットで備えておくと大変安心ではないかと思います。

また、この寒さ対策、東日本大震災で、あの寒さの中、結構低温症で亡くなられた方もいらっしゃると聞いております。この避難所では寒さ対策も大きな問題でございます。エアコンだけではなく、石油ファンヒーターやガス暖房機の利用にも電気が必要です。停電するとそれらの機器が使えなくなります。発電機があれば、家庭用の暖房機はもちろん、ジェットヒーターなどの大型の暖房器具を動かすことができます。

そこで、もう一度言いますが、避難所の停電対策の現状と今後の改善策はどのようになっていますでしょうか。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

避難所における停電対策といたしましては、平成27年度から２か年で町内６か所の避難所に非常用電源・切替え装置の設置工事を実施いたしました。

停電時における発電機使用にかかる電力の確保においては、照明や情報収集機器等の使用に必要な電力の確保が必須と考えており、電力を大きく必要とする機器の使用などは想定しておりませんので、各避難所での必要電力量の試算等は予定しておりません。

なお、これら発電機はガソリン仕様でありまして、予備燃料等の確保においては、町内６か所のガソリンスタンドと災害協定を締結し、必要数量を要請できることになっております。

また、電力を補うための太陽光パネルや蓄電池という考え方もありますが、既存の建物に設置する場合、耐荷重の課題や新たな配線工事など多額な費用が見込まれることから、現時点では設置の考えはありません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今おっしゃられました燃油ですね。ガソリンということでお聞きしました。

停電になるとＳＳ、サービスステーションでも、スタンドですね、も電気が落ちると。スタンドにはタンクローリーが来て、地下タンクに燃油を下ろす。それ以外、ちょっと私にちょっと思い当たらないものですから。その地下タンクから、給油設備を通し車や携帯缶などに個別給油するとき、ポンプを回す必要があります。

停電中、南伊豆町に、自家発電機を保有しているスタンドというのはあるんでしょうか。また何件あるんでしょうか。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げたんですけれども、町内の６か所のスタンドとの契約を結んでいる中で、青市のスタンド、こちらのほうには自家発電機の切替えの装置ができる形として用意してございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私、調べたんですけれども、入間のスタンドってありますよね。上賀茂にもスタンドありますよね。経産省のエネルギー庁というのがありまして、もし停電になったとき、落ちたときに使えるスタンド、自家発電を持っているスタンドというのは、この２件だよという情報を、ホームページに載っているんですけれどもね。今青市でもあるということですね。それともこれから青市のスタンドが用意するのか。

○議長（谷　　正君）　防災室長。

○防災室長（平山貴広君）　お答えいたします。

青市のスタンドにつきましては、切替えの装置のほうを行っていただいて、町のほうで所有している発電機をそちらのほうに用意するという形での対応となります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　分かりました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

災害発生時の非常用電源の確保を図るため、家庭用ポータブル発電機及び蓄電池購入に対する補助金交付の考えということでお尋ねしたいと思います。

台風シーズンを中心に、強い風の影響で、倒木等で電線に被害を受けて、停電が各地で発生する被害が大変多くなっております。

各自治体では、住民、行政、それぞれ、停電を乗り越えるための対策を進めていると思いますけれども、令和元年の台風10号、19号では、南伊豆町でも、伊浜をはじめ各地域で長期間の停電があり、町民の皆様に大変ご不便をかけたわけです。

この東伊豆町では、台風による倒木や、地震発生時の非常用電源の確保を図るため、家庭用ポータブル発電機及び蓄電池を購入する町民に対し補助金が支給されておりますけれども、その経費として２分の１以内で４万円ということでございます。

暗闇や、寒さ・暑さ対策、そして情報不足も不安を増大させますので、家族を守る家庭にも電源と明かりを確保することが重要ではないでしょうか。

災害発生時の非常用電源の確保を図るため、家庭用ポータブル発電機及び蓄電池購入等に対しての、補助金交付の考えはありますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

台風等の風水害に伴う大規模停電の主要因としては、倒木等による電柱倒壊や断線、道路封鎖等であると考えられております。

このため、電気事業者と自治体が協働して取り組む停電対策としては、電線など配電設備の周囲に繁茂する支障木を伐採する予防伐採が進められており、本町においても昨年度に町道伊浜蛇石線で実施しておりますが、今年度以降も、順次事業を進めていく予定であります。

災害の規模や被災状況によっては、その範囲も含めて停電被害の度合いを予測することは不可能であり、各家庭でのポーダブル発電機や蓄電池の有効性も確証できるものではありませんが、国・県などの助成制度など、今後の動向も踏まえながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　発電機なんですけれども、ガソリンだけではないんですね、燃料が。調べたら。皆さん、多分あると思うんですけれども家に。ＬＰガス、これも発電、それで発電することもできる。ましてやＬＰガスは酸化しないというか劣化しない、それが一番の強みではないかと。ましてや家にもあるということ。わざわざ買いにいかなくてもいいし、ガソリンを買いに行かなくてもいいし。それをつなげれば、ほぼほぼ家の電気、それが賄えますよということですので。

支障木も大変大事です。それも進めながら、今後、ポータブル発電機、蓄電池に対してみんなが安心して暮らせるように進めていただきたいと思います。

それでは、最後になりましたが、災害・平時時のドローン活用についてお伺いしたいと思います。

ドローン活用は、災害時の被害状況の素早い把握に役立ちます。災害救助でよく用いられるヘリコプターに比べ、ドローンは出発するまでの準備に要する時間も大変少なくて済む。広範囲にわたる災害現場の調査ができることで、どこでどのような被害が起きたか、それを素早く把握し、迅速な被災マップ作成や、救援計画立案につながるのではないでしょうか。

孤立してしまった被害者を発見し、より正確に状況確認を行います。災害時には道路が寸断されるなど、陸上輸送が困難となることもあります。そうした場合でも、物資を上空から輸送することができます。今現在、積載量最大200キロの大型ドローンも開発されております。

災害時の情報収集・伝達、道路、水防施設、ライフライン施設の被害情報収集などにおけるドローン活用の考えはあるか。また、平時はインフラの点検、観光資料等の空撮、野生鳥獣などの追い払いなどに利用できます。野生鳥獣に接近して飛行するだけでも飛行音によって、警戒心を抱きます。さらに、ドローンにサーチライトや超音波、音響装置を搭載することで、威嚇効果を高めることができ、大分市や長野県駒ヶ根市で、そこでは猿の天敵である大鷹の鳴き声をドローンに吹き込んで活用し猿の追い払いなどをしていると。

また、近場ではＪＡなんすんと沼津市でつくる市有害鳥獣被害防止対策協議会ではドローンを活用した鳥獣対策試験を同市の浮島・愛鷹地区で実施したということになっております。そういう情報を得ております。生産者やこの同ＪＡ職員ら約20人がドローンから警報ブザーを鳴らし、猿を追い払うなど、そういう手法を実験したということになっておりますけれども。

災害や平時のドローン活用についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

無人航空機ドローンについては、令和元年７月に地域整備課で購入し災害発生後の山間部の現地調査・被害情報の収集に活用しております。

また、観光面においては、観光パンフ・合宿誘致チラシなどに活用する写真撮影、一例として海からの石室神社の撮影や、加納テニスコートを上空から撮影、またはワーケーション・企業誘致等にかかるプロモーションビデオの動画の撮影にも活用をいたしました。

懸案であります鳥獣被害対策においては、機種が小型のものであるため、追い払い効果などが懸念されるところでありますが、所管する賀茂農林事務所の指導や先駆的な事例なども検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それでは今後、鳥獣害対策等にもドローンを使って実験というんですかね、そういうことをされるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（谷　　正君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　お答えします。

現時点でその考えはありません。

先ほど、議員がおっしゃったように、ＪＡさんの効果がいいものであれば、当然これから考えていきたいとは思います。そういう意味での検証ということで、町長のほうからの答弁でさせていただきました。

○議長（谷　　正君）　宮田議員。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（谷　　正君）　宮田和彦君の一般質問を終わります。

ここで、14時15分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時０３分

再開　午後　２時１５分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇　漆　田　　修　君

○議長（谷　　正君）　９番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　それでは、通告に従い一般質問させていただきますが、先ほど町長の行政報告にありましたデジタルトランスフォーメーションの関係が２番目にございました。その関係が、第１番目の地域活性化起業人派遣についてと、それからＧＩＧＡスクールの構想・運用面での支援強化についてが２番目。そして最後が、実は全員協でも説明がございましたが、広域ごみ処理場の建設計画について、この３点質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、マスクを取りますので。あの時計で15分ですね。

さて、最初の質問は先ほど言いましたが、総務省が推進する地域活性化起業人プログラムを活用する南伊豆町、本町においては南伊豆町令和４年度当初予算の人材派遣である地域活性化起業人派遣は、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進や、ＧＩＧＡスクール構想、構築の推進などを目的とした予算でありますが、金額的には少ないんですが、1,680万円、これ３人分ですね。謝金または人件費として計上してあります。

Ｍｏｄｉｓの2019年、2020年の活動地域は10地区で12市町村であり、2021年追加自治体は南伊豆町、桑名市、熊取町、小山市があり、2020年の矢祭町方式と異なる点は、コンサルを自治体に出向させず、遠隔地からの指導支援方式を採用するということで、実際に矢祭町は教育委員会教育課に１名配属して対面方式を取っておりますが、３名で資本フレームを分担しつつ、関係者とのシステム化を創生するとなると、ハードルの高さと、クオリティ、要するに品質ですね。クオリティの保証面で不安感を持たれる。私自身持ちますが、その辺はい

かがでしょうか。後ほど併せてご答弁をください。

Ｍｏｄｉｓについては、これ実は私も全員協の日に教育委員会のほうのＭｏｄｉｓの担当と打合せをされたみたいですが。そのＭｏｄｉｓの企業は、この町長が先ほど行政報告の中で言われておりますように、9,000人ものコンサルを抱えた非常に大きな企業でありまして、相当の実績がある。千八百弱の自治体に人間を貼り、全国一斉に貼りつけて、そういう自治体のＤＸを図ろうという業務に、今邁進しているらしいんですね。

そこで、Ｍｏｄｉｓは全国各地の地方自治体と連携してテクノロジーを活用した課題解決を構築するプロジェクト、地方創生ＶＩ。ＶＩというのは私、６だと思うんですね。ラテン語のね。これはどっちでもいいんですが。そのＶＩを実施してきたコンサル企業で、高いコンサルティング力を備えたエンジニア社員を通常業務と並行しながら自治体職員や地域住民と共創して、地域の課題発見からビジョン構築までを行っているとあります。

本町の場合はどうでしょうか、ちょっと分からないんですが。コンサル会社の一般的な業務スケジュール、これＭｏｄｉｓから担当課を経由して頂いた資料の中では、業務スケジュールというのがブロックフローで書いてありますが、ちょっとこれを先に申し上げないと次に進まないので、多少ちょっと時間を賜りたいと思います。

実際には、４つのフェーズがございまして、１番目が事前研修、全６回です。それから２番目が対象地域の視察。それで３番目が住民取材、それからフィールドワーク。４番目が年間報告会、これ年の総括ですね。

そして、具体的に１番目はどういうことかと言いますと、ＶＵＣＡ時代に必要となるビジネスパーソンのスキルやマインドを産・学、産業界と学問界で学ぶ。そして６つの資本フレームを活用した地域の資本分析、これは後ほど申し上げます。国家施策であるSociety5.0や、ＳＤＧｓの実現に向けた行政への政策課題、いわゆるビジョン構築力、それから信頼性の獲得力の習得に向けた基礎知識を理解するということが、これが第１番目のステップですね。

２番目が、対象地域の視察は、フィールドワーク前に視察を実施し、自治体が抱える課題や可能性について担当職員からヒアリングを実施し、事前に調査をして得た公開データ、これはペーパーベースですが、公開データと職員が感じている課題感のすり合わせを行い、フィールドワークに向けてどんな情報を得たいか、ディスカッションをすると。そして、また住民取材フィールドワークの依頼や、地域課題の事前把握を行うために現地キーマンと関係を構築するということです。

先日も実は、そのキーマンの方とちょっと話をしたんですが、これホームページに写真入

りで載っていました。教育長も載っていましたけれどもね。その方が、町のほうからそういう働きかけはありましたかと聞いたところ、いや、まだ全然ないんですよというわけですね。非常に若手で頭の切れる優秀な人間なんですが、そういうことでありました。これが２番目のフェーズですね。

そして３番目が、住民取材、フィールドワークは視察にて把握した地域課題についてチームでさらに調査を行い、地域課題の探索、これ深く掘り下げるということですね。それからファクト情報、事実とか現実の情報という意味ですが、その収集を行う。それらの情報を基に改めて住民取材を実施し、住民との交流をする中で得た地域資源や課題、気づきを６つの資本フレームワークを活用して分析し、最終日に行政職員や住民の前でプレゼンテーションを行うと。これが３つ目のフェーズです。

３番目は、これまとめなんですが、年間報告会はフィールドワーク後に、自治体職員や地域住民とともに地域課題解決のための事前構想を作成し、年間報告会で発表すると。それで報告会には本プロジェクトに関わった自治体の首長、南伊豆町でいうと町長ですね。それから担当職員、それからフィールドワークのキーパーソンである地域住民を招待し、半年間の活動、そして成果、次年度以降の取組の可能性について報告すると。こういうブロックフローが、実はＭｏｄｉｓのほうに書いてあるんですね。ですからこれを説明しないと実は次へ進めないので、ちょっと長くなりましたけれども、話をさせていただきました。

ここで具体的な質問に入りますが、先ほどのクオリティの保証問題と併せて次の４点について、まとめてお答えください。

まず１点目が、現時点の当該業務の進捗と現況。それで町長の行政報告ですと、最後に協定を結んだ後、２名の非常勤職員に委嘱してとありました。３月の議会では、遠隔地からそれを、通信を通じてやり取りを行うという、教育長の答弁でしたね。ですからそれが大きく変わったんだなと私は認識しました。それで、これは町長の行政報告ですから、これが実は正しいと思うんですね。ですからそれはそれでいいです。

ですから、１番目が、その現況と進捗についてを教えてください。

２番目が、Ｍｏｄｉｓの言う６つの資本フレームとは具体的に何であるのか。分かる範囲で結構です。内容はかなり難しいです。私も一通り読みましたが。

３つ目が、協定の締結以前、これ2021年の話ですが、住民取材、それからフィールドワーカー選定時に対する当局の立ち位置と権限はどうであったのか。どのような権限を持って誰々を指名したということなんですがね。先ほどのフレームワーク、キーパーソンの人もそ

うでした。それを立ち位置と権限はどうですかと、そういうこと。

それで最後は、令和４年の文科省のＧＩＧＡスクール予算との関係と、人材派遣業務の在り方に対する当局の見解はどうですかと。この４点について最初にお答えを賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

地域活性化起業人につきましては、昨年度から人材の受入れに関する調整を進め、本年３月３日に締結したＤＸを推進する人材育成に向けた包括連携協力に関する協定に基づく中で、本町のＧＩＧＡスクール構想実現に向けて、Ｍｏｄｉｓ株式会社からイノベーション＆キャリア開発本部の古家氏が派遣されることとなり、本年４月１日に教育アドバイザーに委嘱し、同月４日から着任しております。

また、この人材派遣に関しては、同社と新たに職員の派遣に関する協定書を締結し、主たる勤務地を南伊豆東中学校とした中で、派遣期間の５分の３程度の日数を本町において勤務することとしております。

これまで、南伊豆東中学校を中心として各小・中学校でデジタル素材の活用、教員の負担軽減や、校務へのデジタル活用推進などに、教育委員会と連携し取り組んでいるほか、各校からのデジタル活用に関する相談なども受けており、本町のＧＩＧＡスクール構想推進に向けて精力的に活動していただいております。

６つの資本フレームは、Ｍｏｄｉｓ株式会社が全国約20の自治体と連携して取り組み、令和２年度から本町をフィールドに進める研修プログラム地方創生ＶＩの中で、活動する地域の特性を分析するツールの一つであり、その地域の社会資本を財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本の６つのフレームを基に分析し、地域の課題解決の手法を考察するためのデータとするものであります。

本年度の本町における実施スケジュールにつきましては、まず、社内で事前研修を夏前までに実施し、この間、本町職員が研修への参加機会をいただきながら町の課題等について情報提供を行い、現地フィールドワークに向け、その解決手法について仮説を立ててまいります。

次に、８月頃を目安に二泊三日程度のフィールドワークを実施、昨年度はコロナ禍によりオンラインで実施をさせていただきましたが、そのフィールドワークでのヒアリングした結

果を持ち帰り社内で検討を加え、フィールドワークで関係性を構築した町民の方々にオンライン等でヒアリングを実施し、さらに情報を深掘りすることで仮説の修正を行います。

そして、仮説の検証から、Ｍｏｄｉｓ株式会社の関りによって解決の糸口が見い出せそうな案件について、さらに調査、検討を進め、次年度以降の取組も含めた報告書を作成、年度終盤には全国で研修フィールドとなっている自治体も含めた年間報告会が開催されるスケジュールとなっておりまして、あわせて翌年度の事業計画を立て、次年度以降も研修を継続する予定となっております。

Ｍｏｄｉｓ株式会社が本町で実施する研修プログラム地方創生ＶＩにおける住民等へのヒアリングについては、同社と企画課地方創生室で協議した中で、対象となる人物像を設定しております。

また、町側から同プログラムを進めていく上で、キーパーソンとなり得る町民の方などを同社に紹介し、昨年度からオンラインまたは現地において、既に15名程度の方々にヒアリングを実施しており、その内容等はインターネット上でも公開されております。

今後もヒアリングに応じてくださる方々に、現地もしくはオンラインの方法などで対象を拡大しながら、それぞれの取組に対する諸課題などを伺い、デジタルの力を中心とした解決法を共有・検討し、これらの取組において、コーディネート、ファシリテートの両面で同社と連携してまいります。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ご答弁ありがとうございました。

個別は、例えば資本フレーム一つを見ても、さっき言いました財務資本であるとか、それ以外の知的・人的・製造資本、社会・関係資本、あるいは地域の資産、行政資産と申しましょうか、そういったものも実は入っているわけですよ。ですから本来、財務資本というのは、一般会計以外の財務なんですね。ですから、これが例えばふるさと納税であるとか、地方創生の交付金関係、こういったものをどのような組合せで分析するのか、そこまでは当局は僕は把握していないと思うんですね。確かにＭｏｄｉｓは優秀な人間はたくさんいますけれども、そういう資本フレームを個別に用いて分析して、関係者にそれを告知して研修しますよということなんですがね。

私、担当の課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、実は担当部局は、こういったこ

とは既に細かく熟知した上で、実は事を進めなくてはいけないと思うんですね。ある意味で金額は千六百万、千七百万弱だからよかんべというような、そういう安易な気持ちではなくて、実は次に控えている文科省の予算の大きいやつ、大きいやつが次に控えていますので、それに対するつなぎとして、前段の分析業務というのは非常に重要だと思うんですね。担当課長どうでしょう。その辺の認識はお持ちですか。

○議長（谷　　正君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

資本フレームの関係ですが、残念ながら私も内容が難し過ぎて追い付いていないというのが正直な話であります。

ただ、この資本フレームにつきましては、Ｍｏｄｉｓ社が独自に開催する研修の事前調査によるものですので、その辺の内容については、我々も詳しく聞いていないというのが現実の話でありまして、言い訳にはなってしまうんですけれども、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　担当の課長以外にもまだ担当者いますよね。そういう方々は、ある程度もっと理解はしていると思うんです。先方とやり取りしていますからね。

私も。実はシステム関係、元はシステムなんですが、マッキンゼー社のシステムの講習を仮に受けたとしますね。当時、頭が痛くなりました。もう追い付けていけないんですよ。それほどスピードの速さと実は高度な知識を次から次へ出てくるんで、出現されるんですね。ですから、当然追い付いていけないのは当たり前だろうと思っております。それはそれでいいです。何しろいいやつをつくってください。

そして、次の問題にいきます。

これは教育委員会の、ちょっとはしょり過ぎですかね。教育長にお願いしたいんですが、次に２番目の、ＧＩＧＡスクール構想と運用面での支援強化についてであります。

３月定例会においても一般質問しましたが、デジタル教育支援は昨年度、コロナ禍という影響もありましたが、小・中学生に１人１台のＰＣ、またはタブレットなどの学習端末を配備するＧＩＧＡスクール構想はほぼ完了したと言えますね。これはもう昨年度、全国的に終わったと思うんですよ。あとは質を高める作業が次に待っていますね。

その中で、１人１台端末環境の本格的な教員活動が全国の学校で展開される中、学校現場

では端末やネットワークトラブルへの対応や、各種設定業務への対応が必要になっています。これもう承知のとおりだと思うんですが。そのような運用面でのさらなる支援強化のため、人中心の支援だけでなく、民間事業者を活用した組織中心の支援体制を整備することになります。その意味では前問の、今１問目に質問しましたが、前問の存在は重要なキーポイントとなるものであります。

令和４年度は学習現場でのネットワークトラブル対応や、ヘルプデスクの運営などを担うＧＩＧＡスクール運営支援センターを、これは文科省が設置しますね。支援センターは。都道府県に整備することにより、長引くコロナ禍で活用が期待される家庭への端末持ち帰り時の故障など、対応支援やＩＣＴ支援人材育成のための研修を行うなど、当該支援センターの主たる業務が想定されております。

ここは実はちょっと、ＰＣやタブレットさえ、子供たちに、生徒・児童に与えさえすれば、子供の学習はそんなに衰退することはないだろうという気運を一般の家庭の方はお持ちだと思うんですよね。実はそういう、もっと質的な、あるいは制度的なものも併せて、教育委員会というのは考えなければ私いけないと思うんですよね。

それで、次の質問に入ります。

実は、私の知り合いの教育コンサルタントより、これから育てたい南伊豆町の子供像として幾つかの提案をいただきました。ますます苦境になる南伊豆町の子供たちに、何とか希望が持てるような学力向上の道のりなど、幾つか取りまとめたもので、複数のフェーズ、これ大分類ですが、の中の一つ、学力、学習面についてでは、今般のＧＩＧＡスクールの支援強化についても、児童・生徒たちが学ぶことの楽しさが分かり、進んで学習や運動に取り組むことができるような文面でありました。そのレポートが。

コロナ禍での学校、学級閉鎖による学習現場の苦境から脱することを目的としたもので、ＰＣやタブレット利用などでは、あくまで問題解決のためのソリューションと位置づけられているものであるという。それならば、全体の学力を底上げするためにはどうしたらいいんですかと尋ねると、幾つかある手法の中で選択すると、制度面で、小中一貫教育体制の構築が一番で、手っ取り早いと言われました。資料は既にお渡ししてありますね。３日前にお渡ししましたね。ですからお渡ししてありますが、この件は質問時間にもし余裕があれば、一番最後にさせていただきたいと思います。これはちょっと保留しておいてください。

次に、ここで本題に戻ります。

さきの定例議会でも質問しましたが、改めて、この案件の状況が大きく変化したと推察さ

れますので、変わりましたね、３月から今月でね、変わりました。改めてこの案件の状況は変化したと推察されますので、次の内容について、箇条書に言います。長くあります。そのうち３つだけ答えてください。

１番目が、これ文科省のＧＩＧＡスクール構想の予算の中の１番目ですね。運営支援センターの整備事業。いわゆるこれ補助対象が民間事業者への業務委託費なんですね。実施の主体は都道府県、もしくは市区町村、そして負担割合は２分の１、個別に業務ごとに書いてありますが、あとはもう申し上げません。名前だけ言います。

あと、２番目がＧＩＧＡスクールにおける学びの充実ということですね。これがアドバイザー等による自治体の支援事業、それからＩＣＴを活用した指導力向上支援事業、情報モラルの教育推進事業、そして児童・生徒の情報活用能力の把握・調査研究、これが学びの充実の中分類の項目ですね。

３番目が、学校ネットワークの今後の在り方。これは次の段階だと思うんですね。ある程度いって、強化・支援ができた後に、そういう事業をやるということです。これは申し上げません。

そして、問題の、お答えしていただきたい３つ目ですが、学習者用デジタル教科書、テキストです。の普及もしくは促進事業についてどう思っていますかということ。

最後に、次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育用データの利用推進についてと。

一応、文科省は今言いました５つの大きい中分類項目別に予算を設定して、こういう事業をしますから何々してください。そういう行政指導も含めて、本年度の当初予算には計上してあります。

そこで、教育長には、先ほど言いました支援センター関係、それからあと、学びの充実、そしてあと、テキストの関係、これについてのお答えを賜りたいと思います。

○議長（谷　　正君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

まず、ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業、これについてでございますけれども、これは今議員おっしゃったように、民間事業者等への業務委託をするということ、それから補助割合が２分の１という形ですが、これについてはまだ進んでおりません。これは、本町だけに限らず、賀茂圏域のどの市町も同様だと思います。まだこれに手挙げをする段階には至っていないと。制度的には非常に理解はできているところですけれども。

ただ議員も感じていらっしゃるように、ＩＣＴ推進は待ったなしで今進んでいるところです。おっしゃっているとおり３か月の間に随分本町も進みました。劇的に変化をしているというふうに捉えています。

ただ、それもこの制度をまだ活用してはいないんですが、先ほどのＭｏｄｉｓの教育アドバイザー、古家さんという方を取り入れたことで劇的に変わってきたということで、そのことについて述べさせていただきます。

今年度、地域活性化起業人制度により派遣されているエンジニア１名をＩＣＴ推進の教育アドバイザーとして学校に配置し、ＩＣＴ活用推進にご尽力いただいております。グーグルアカウントを取得し、教員が活用し始めたタイミングと重なり、この２か月で授業等でのＩＣＴ活用、教員のスキルアップが劇的に進んでおります。

拠点校の南伊豆東中学校を中心に全小・中学校を巡回していただいておりますが、一人一人の教育に寄り添い、ニーズに合った技術的支援、授業への活用支援、研修会の実施など、積極的に取り組んでいただいております。

教育アドバイザーから、教員の指導技術、児童・生徒の習熟度の数値化、校務の負担軽減につながるグーグルアプリの活用を提案していただき、各学校のＩＣＴ推進委員を中心に、具体的な場面での活用を教員自らアイデアを出し合い、積極的に進めているところです。

グーグルのチャット機能を使い、教育アドバイザーと教職員で、活用状況や情報交換が好きな時にできる環境も整ったことで、教員の視野も広がっています。

また、学校現場の状況を教育アドバイザーから教育委員会へ共有していただいていることから、ＧＩＧＡスクール推進に向けて、より必要なサポートを検討できる体制も整いつつあります。

デジタル教科書についてですが、文部科学省の学びの保障・充実のための学習用デジタル教科書実証事業により、今年度、小学校５・６年生は英語と社会、中学校は全学年に英語が無償提供されました。教員はデジタル教科書の特性を生かした授業を進めることが可能になり、児童・生徒は自由に音声や動画を視聴したり、必要な時は教員と双方向でやり取りをすることで、主体的に学びを調整しています。

さらに、友達と協働しながら、学びを進めることもできるため、多様性のある学びに変わってきています。

このように、積極的なＩＣＴ環境が進んでいることで、学校から通信環境のさらなる安定が求められています。

今年度、特別教室へのＷｉ－Ｆｉの環境整備工事を予定していますが、教育アドバイザーに各学校の環境状況の確認をしていただいたところ、学校によっては、普通教室や職員室の環境整備の必要性があるとのことから、現在、工事内容の見直しを進めています。

教育アドバイザーを配置していただいていることで、この２か月でＩＣＴ活用に対する教員の意識が変わってきていることを感じています。まだまだ課題はありますが、教育アドバイザー、学校と連携を図りながら、教育委員会として支援をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かりました。

ちょっと聞き流しちゃってすみません。

実は３月定例議会でも、実は教育長とやり取りしたんですがね。実は文科省がＧＩＧＡスクールの運営支援センターの整備事業として、全国の都道府県、大きな特定市ぐらいでしょうかね。20万人以上、それから70万までの特定市、あるいは政令市は単独で、整備事業に加入して事業を展開できるんですが。本町のような小さな零細の市区町村は、連携するという案も、文科省は実は考えているんですね。

その中においては、今たまたま企画課長が出席されております広域の賀茂郡の、広域連携会議という合議体がございまして、その中に、これを賀茂郡の、おい、みんな一緒にやろうじゃというような意思を、教育委員会からぜひ立ち上げていただきたいんですよ。そうすると一つのものをつくれば、１市５町で共有して使いますので、開発費用も非常に安く済みますし、コストの面で。それから運用もスピーディーですが、満足されるんではないかと思うんですが。

それはどうでしょう。企画課長、それは駄目なんですか。町長に言おうか。町長どうですかね。

○議長（谷　　正君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えします。

その件について、また、地域局をはじめ、県の機関と相談しながら、可能であるのかどうかというところも踏まえて、進めていきたいと思いますけれども。

以上です。

○議長（谷　　正君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　今、町長がおっしゃったとおりなんですけれども。

意外と賀茂地区内の各市町、使っているものが大分異なっておりまして、なかなか一様にはいかないところがございます。まずアカウントを取っている町、まだ取っていない町というのもございますし、技術的な面では結構なハードルの高さがあるのかなと。私も、賀茂地域が一つの連携が組めれば一番いいなと思っているんですけれども、今、グーグル一つ取ってみても、本町ではグーグル推奨ですが、例えば下田市は今入れていないとかという状況がありますので、なかなか一様には進まないのかなというところは危惧しております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

次に、活用事例の個別、これ教育長のところに３枚のぺらがいっていると思うんですね。これは具体的に例えば活用の事例がここに書いてあります。

実は、この６つのフェーズ、質問では一応６つのフェーズという表現を取らせていただきましたが、資料ナンバーの25から27の６つのパターンですね。

最初はまず一つ目が、これＧＩＧＡに慣れるということです。校種と学年を書いてありますが、校種と学年は、小学校３年以上、毎日の振り返りの記述でタイピング力をアップするということですね、１番目が。

そして、２番目が、家庭学習カードのオンライン化、小学校６年生ですね。

それから、これがさっき私言いました、子供同士でつながるということで、付箋操作のオンライン化。これが中学校１年生ですね。

ちょっとあと３つ申し上げますが、学校と家庭がつながる保護者へのお手紙、これ小学校６年生。

それから、個人懇談日程の希望調査をオンライン化する。これが中学校ですね。

最後は、職員同士、職員会議のペーパーレス化、これ小学校。対象は小学校ですね。

そういう６つの活用事例がございます。

そこで、これ３月議会で、教育長に質問しようとしたんですが、私のほうでミスで資料をお渡しできなかったんですね。ですから今回はあらかじめお渡ししてありますので、その個

別について、当局のこれに対する認識と。

それから６月１日にＭｏｄｉｓと打合せしましたね。今後、具体的にどういう形で分析作業を進めていくかということ、その内容とオーソライズして、私のほうにお答えをいただけますか。

○議長（谷　　正君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

事前に議員にご提示いただいたフェーズに沿って述べさせていただきます。

まず、ＧＩＧＡに慣れる、毎日の振り返りの記述でタイピング力アップについてですが、小学校低学年は端末に慣れることから始めており、手書き入力機能を持つグーグルのアプリを活用した授業を行っています。

小学校中学年からローマ字入力の学習を始めるため、中学年以上はタイピング練習のアプリを活用し、授業以外の朝学等で取り組んでいます。個々のレベルで自分のペースで進められることから、楽しんで練習していると報告を受けています。

次に、教師と子供がつながる家庭学習カードのオンライン化についてですが、中学校では授業に限らず、休み時間も日常的に調べ学習等でも端末を利用しています。また、週末の持ち帰りも実施しているので、家庭での学習履歴により教員が理解度、習熟度を確認できることから、授業改善、個別最適な学習へのきっかけになっています。

特にある中学校では表計算ソフトを用いて学習時間記録表を作成し、その結果について日常的に生徒と教師がコミュニケーションを取っているそうです。また、表簿はグラフ化され、三者面談にも活用する予定であると聞いています。

次に、学校と家庭がつながる個人懇談日程の希望調査をオンライン化と保護者へのお手紙についてですが、情報共有できることを昨年度から検討しており、既に学校評価アンケートを実施しました。今後、行事予定の掲載、面談の依頼・日程調整などで活用していくための準備を進めているとのことですので、職員の負担軽減への効果も期待しているところです。

次に、子供同士でつながる付箋操作のオンライン化についてですが、これについては、個別最適な学びから協働的な学びに移行する際に、これまでは個々に分けられていたホワイトボードにそれぞれが自分の考えを記入し、前の黒板に持って行って、学びの違いや系統性を図るのに役立てていたのですが、このホワイトボードを実物ではなく、クラウド上のものを使うことによって、記入時間の短縮化もさることながら、教室内の大型提示装置に表示することにより、グループ化や系統性が瞬時に図られ、より深い学びに導く上においては、大き

な成果が期待できるものと思います。

次に、教師同士でつながる職員会議のペーパーレス化についてですが、議案審議の必要なものを職員から事前に端末に集約することで、会議時間の短縮化を図るとか議事の精選をする等については効果が認められつつありますが、教職員の中にはペーパーレスよりも手書きしたものをファイリングしたいという声が根強いとも聞いています。今後のより実践的な活用が待たれるところです。

最後になりましたが、このような具体的な活用の実践には、教育アドバイザーの存在が大きく、今後も教員のスキルアップとともに、新たな活用に向けてアドバイスをいただきながら、取り組んでいく予定です。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

６つのフェーズごとのご説明等は理解したんですが、Ｍｏｄｉｓの人間が来て、６月１日、第１回目の話合いをされましたね。教育委員会で多分やったと思うんですよ。私どもは全員協の日なんですが。その内容は、こういった深いところまでは、まだ突っ込んでいないんですね。先ほど、町長も言いましたけれども、大きなブロックありましたよね。８月頃をめどに、例えばフィールドワークの話合いが済んだ後、具体的な作業に入るとかという、大きな流れだけの説明だったんですか。

○議長（谷　　正君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

教育アドバイザーの古家さんとは、毎週１回、こちらに来るたびに、教育委員会と現状の報告、また今後についてということで報告を受けております。

具体的なことについて、学校が今どのような状況であるか。まず、教職員がスキルアップのレベルを上げることとか、まず、まだまだ基本的なことから進めている段階でおりますので、また今後に向けてスケジュール感を持って進めていくところを現在検討しているところですので、まだ具体的なところまでは進んでいないというのが現状です。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　緒に就いたという段階ですね。ですから非常にまだファジーな部分が非常に多いよということですよね。分かりました。

随時議会側にも、途中の、サイクルは議会ごとでいいと思うんですよ。次の９月議会とか、12月とか、そういうサイクルでいいと思いますが、ぜひご報告をお願いしたいなと思います。

ちょっと時間がありますので、先ほど時間があったらその問題に移りたいと言っておりましたが、そこについてのちょっと教育長のご認識だけお願いしたいと思います。

これ実は、タブレットのお話は、３年前に教育長になられたすぐ私質問したのを覚えておられますか。その当時、これ先発が、これ関東地区ですが、麹町中学校なんですね。当時はコロナも何もなくて、何でタブレットを公立の麹町中学校でやるのかなと。内容も学問で言いますと、自然科学というのは答えがユニークなんですよね。数学なんかもそうです。ただ社会科学とか、あるいは人文科学については、答えは視点によって複数出てくる可能性があるんですよ。学問によっては。ですから、そういう教育分野については、最初、タブレットを用いたんです。麹町の中学校もそうでした。

静岡県では、その案は、なんと身近なところで、日大三島中学校なんですね、高校ではなくて。日大付属中学校が最初に入れたんです。それは家庭科で入れたんですよ。家庭科という科目で。そのときの使われ方は、今先ほど言いました６つの活用事例の中の、親同士、あるいは学校との連絡も、今頻繁にやっていますけれども、子供同士の学習もやっています。ですから、そういう使われ方が本当はベターなんですが、そこに３年前に端を発して、コロナが発生して、学校閉鎖、学級閉鎖になって、学力がそれでは低下する。ではＰＣ、それからそういったものを子供に与えて、絶え間なく教育の高揚を図ろうというのが、その目的だったんですね。

ですから、それさえ与えればいいよということではなくて、私言いました制度的な面、学力を低下させない制度的な面のフォローということで、実は３日前にお渡しした、川根本町の町立川根本町学校の方向性として、実はこの教育長のところにこれいっていますよね。

これは学力低下を抑える一つの手立てなんですね。これは何かと言いますと、連携型の、小中一貫校の取組なんですね。

これは２年前でしょうか。東伊豆町も、この委員会を立ち上げて今議論していますね。そして最終的に、それは委員会から審議会で町長に答申するという段階までいっていませんけれども。その前に、２、３日前に河津町の話が出ましたね。河津西、それから南、東、小学校の統合の問題。そういったことと併せて、実はタブレット、ＰＣの有効利用だけではなく

て、制度的に教育委員会としてどう認識するかということが、私は大事だと思うんですね。

ですから、これぶっつけ的な質問なんですが、どうでしょうね。教育長のご認識はいかがでしょうか。

○議長（谷　　正君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

この小中一貫校という制度を取ればそのまま学力向上につながるかというところについては、まだ検証不足です。ただ、小中一貫校というものについて、まだ本町は、現在中学校統合で進めていますので、その段階の中では、やはり見え隠れはしています。していますが、今ここで、学力向上のために小中一貫を捉えるかと言われると、それは少し疑問を挟みます。

というのは、やはり、今このＩＣＴ活用で進んで来ていまして、これを上手に進めることが、学力向上につながるという一つの確信めいたものが見えて来たからです。

先ほど、議員の質問に答える中では、教師同士がつながるというものがございました。これについては、職員会議ということで、自校の教師同士がつながっているんですが、これは、そうすることよりも、他校の教師とつながるほうが効果的なんですね。

本町はご存じのように単学級の学校ばかりです。というと、その学年を担当する先生は、その学校で一人ということになっているんですが、これがグーグルアプリ上でも、あるいはもっと進んでクラウド上でもつながることができれば、町に３小学校ありますので、同じ学年をやる先生は３人いると。中学も２中学あるので同じ教科の先生が２人いると。その方々が情報を共有する、持ち寄ることによって２倍にも３倍にも大きな活用ができる。何のために、学力向上のためにです。ということがありますし、今その方向性で突き進んでいますので、小中一貫はもちろん、それは今後の学校再編の中の鍵にはなっていくんですけれども、今はひとつ、そこにシフトしたいというのが本音でございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　ありがとうございました。

当然、その統廃合のための審議会というのは、教育長を含めて諮問していると思うんですね。諮問してますね。諮問してないですか。

〔「諮問していないです」と言う人あり〕

○９番（漆田　修君）　正式な諮問ではなくて議論をお願いしているということ。それはどう

なんですか。

○議長（谷　　正君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　総合教育会議の中では、まだそこまでいっていませんで、中学校統合を今やっております。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　分かりました。

まず、当面のプライオリティの高いのは中学であるということですね。分かりました。

そこで、一応活用事例を、ある程度早急にまとめていただいて、それでその次の私どもの議会に、ぜひそれをお示しいただきたいなと思います。

Ｍｏｄｉｓさんの、地方創生のＶＩの2021のスケジュールとか、さっき町長が言いました、夏頃までにとか、そういう実はこういうスケジュール、これもいただいております。ですからそれに沿って、多分話は進んでいくんだと思いますが、ぜひともお願いしたいと思います。

ちょっと時間早いですが、最後の質問のごみの問題に移らせていただきます。

これはごみの減量化と資源化の推進ロードマップということで、この１日に、全員協で説明がございました。その中では、一応ごみの排出量と、それから組成調査の結果についてとか、主だったものがずっと説明されておりますが。

今現在、実は先月、下田市の公開質問に対する市長の説明があったんですね。私、たまたま呼ばれてその会議の席に出させてもらいました。そこでは、肝心の下田市が、一番実は困っているんですよ。耐用年数も既に過ぎているし、あそこでどうしても松木市長がやりたいと。しかも、私ちょっとそれで一言質問したんですが、都市計画法の用途地域の変更は考慮しているのかどうかということを申し上げたんですね。

それはどういうことかと言いますと、25年前の敷根というかあの洞が、当時学校行く道路もなかった、それから弘洋園住宅地もなかった。そういうところで、迷惑施設をあそこに全部持って行ったんですね。し尿処理プラントであるとか、それから焼却施設であるとか。当然、各自治体の都市計画においては、変更は議会の議を経ることによって、手続を踏めば変更もできるんですよ。用途地域の、今準工業地域ですが、それを第２種の住居地域にするとか、そういうことにすれば、おのずとそこに用途地域内に建設できる、もしくは構築物を設置する制限が来るわけですね。

平成31年が、都市計画法の最後の変更ですが。用途地域は、従来の９種が13種になりまし

たよね。準がそれぞれ入りましたから。そういったことも含めて、松木市長にそれを言ったんですね。皆さんは違う視点でお話ししていますけれども、私は都市計画の件で話をしたんですよ。そうしたら、何も答えないんですね。不思議なことに何も答えないですよ。下田市以外の人間だからということもあったとは思うんですが。私たちは下田市の案に乗る側ですよね。下田市が提示された案に乗る側でしょう、松崎と南伊豆と西伊豆は。ですから乗る側ですと言ったら怒られちゃったんですよ。不謹慎なそんな表現しちゃ駄目だと、ある方、住民の方から怒られたんですね。ですからそれは重々分かっているけれども、都市計画法は各自治体の計画に基づいて変更は可能なんですね。ですからぜひそういうステップを踏むべきだと松木さんに言ったら、全然ノーコメントでした。

ですから、そこで担当課長にお聞きしたいんですが、今現状はどうなっているのか。担当会議の席はどうなっているのか、あるいは広域連携の県のリサイクル課はどこまで話を進めようとしているのか、その辺は分かる範囲で結構ですが、お答えください。

○議長（谷　　正君）　生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君）　お答えします。

全員協でもちょっと申し上げましたけれども、４月から準備室に１名送りまして、現在、基本構想の下に計画を立てている状況であります。全員協でもお伝えしましたけれども、マテリアルにつきまして、焼却施設については、今のところ全市町でやるということで協議しております。資源化施設のマテリアルについて、今後協議をしていくという形を、今担当者会議で話している状況であります。

ただ、首長間における覚書に関しましては、今、２施設、焼却施設についても、マテリアル施設についても、１市３町でやるという形になっております。ただ、全員協でも申し上げましたけれども、西伊豆町と南伊豆町については、解体費の交付金の関係で、跡地に何らかの施設を造るという形を取りたいということで今協議をしている段階であります。

先ほどの、市長の申し上げた都市計画については、私どもは担当者会議ではそういう形は取っておりません。準工業地帯の地域のあそこで、下田市は考えているということでありますので、そのことについては協議をしておりません。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

〔９番　漆田　修君登壇〕

○９番（漆田　修君）　よく分かりました。

今この段階でさらに深くやっても、物事を敷衍してお話しすることは今回しません。結局推測で話をすることが多くなりますので。一応これはこれで終わりにしたいと思います。

以上で、通告した内容全てが終わりましたので、ここで私の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷　　正君）　漆田修君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（谷　　正君）　本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

また、明日お願いいたします。

それで、この本会議の終了後、会議室で第１回の広報編集委員会を開催しますので、広報編集委員の方はお集りください。

以上です。

お疲れ様でした。

散会　午後　３時１０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　谷　　正

署名議員　　黒　　田　　利貴男

署名議員　　宮　　田　　和　　彦

令和４年６月定例町議会

（第２日　６月８日）

令和４年６月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和４年６月８日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　報第　１号　専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
日程第　３　報第　２号　放棄した債権の報告について
日程第　４　報第　３号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和３年度南伊豆町一般会計）
日程第　５　報第　４号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）
日程第　６　諮第　２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第　７　諮第　３号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第　８　議第４４号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第　９　議第４５号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１０　議第４６号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１１　議第４７号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１２　議第４８号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１３　議第４９号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１４　議第５０号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１５　議第５１号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１６　議第５２号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１７　議第５３号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１８　議第５４号　南伊豆町農業委員会委員の選任について
日程第１９　議第５５号　南伊豆町付属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第２０　議第５６号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第２１　議第５７号　南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

日程第２２　議第５８号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第２３　議第５９号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第２４　議第６０号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

日程第２５　議第６１号　令和４年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）

日程第２６　議第６２号　令和４年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第２７　議第６３号　令和４年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第２８　発議第２号　国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書

日程第２９　各委員会の閉会中の継続調査申請書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	黒田利貴男　君	２番	宮田和彦　君
３番	比野下文男　君	４番	加畑　毅　君
５番	谷　正　君	６番	長田美喜彦　君
７番	稲葉勝男　君	８番	清水清一　君
９番	漆田　修　君	１０番	齋藤　要　君
１１番	横嶋隆二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁　君	副町長	橋本元治　君
教育長	佐野　薫　君	総務課長	渡邊雅之　君
防災室長	平山貴広　君	企画課長	菰田一郎　君
地方創生室長	勝田智史　君	地域整備課長	飯田満寿雄　君
商工観光課長	大野孝行　君	町民課長	齋藤重広　君

健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	髙橋健一君
教育委員会事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計室長	佐藤禎明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（谷　　正君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和４年６月南伊豆町議会定例会第２日目の会議を開きます。

コロナ対策、クールビスにつきましては昨日同様の対応でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（谷　　正君）　本日の議事件目は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷　　正君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１番議員　　黒　田　利貴男　君

２番議員　　宮　田　和　彦　君

◎報第１号の上程、説明、質疑

○議長（谷　　正君）　これより議案審議に入ります。

報第１号　専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

報第１号の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）が令和４年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第１条第４号の規定に基づき、報告するものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君）　それでは、報第１号について内容説明をさせていただきます。

本件については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和４年３月31日にそれぞれ公布されました。

原則として、同年４月１日から施行されたことに伴い、法律の公布と同時に南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第１条第４号の規定に基づき、令和４年４月１日付で専決処分したのでご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

本改正では、第１条から第２条までの改正となっており、第２条の改正は令和３年度改正条例の一部改正となります。

内容といたしましては、議案に付した改正文及び資料ナンバー１の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後で、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

なお、同改正文及び新旧対照表については、総務省自治税務局の例示によるものでありますので、説明は割愛させていただき、主な改正点についてのみご説明をさせていただきます。

初めに、個人住民税では、住宅ローン控除について、所得税の住宅ローン控除の適用者に

ついては、所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の５％の控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するもので、この措置による減収については全額国費で補塡されるものであります。

次に、固定資産税では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、激変緩和の観点から、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額５％から2.5％とするもので、住宅用地や農地等については現行どおりとなります。

改正条例に係る附則をご覧ください。

この条例は、原則、令和４年４月１日から施行するものであります。

内容説明は以上でございます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第２号の上程、説明、質疑

○議長（谷　　正君）　報第２号　放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第２号の提案理由を申し上げます。

本件は、普通河川に関する占用料について、消滅に係る時効期間が満了し、かつ、債権者に履行する意思がないと判断される平成28年度の滞納者18名、滞納件数21件、滞納額８万

6,500円の債権を、令和４年３月31日付をもって南伊豆町債権の管理に関する条例第６条第１項の規定に基づき、放棄いたしました。

このため、これら放棄した債権について、南伊豆町債権の管理に関する条例第６条第２項に基づき、報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第３号の上程、説明、質疑

○議長（谷　　正君）　報第３号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和３年度南伊豆町一般会計）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第３号の提案理由を申し上げます。

本件は、令和３年度南伊豆町一般会計補正予算第10号及び第11号において議決を経た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君）　報第３号について、内容説明をさせていただきます。

本件については、令和３年度南伊豆町一般会計補正予算第10号及び第11号において議決を経た繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、本繰越計算書をもって議会にご報告するものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

繰越事業の概要といたしましては、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴いますシステム改修として264万円のほか、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、昨年11月に国が発表した新たな経済対策として実施をされた非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で5,210万6,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業で30万1,000円を計上したものでございます。

当該計算書下段に記載のとおり、事業費総額２億8,091万1,000円のうち、5,504万7,000円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越金の財源内訳については記載のとおりでございます。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第４号の上程、説明、質疑

○議長（谷　　正君）　報第４号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第４号の提案理由を申し上げます。

本件は、令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算第３号において議決を経た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君）　報第４号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年３月定例会において、令和３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算第３号として議決を受けた公共下水道建設事業に係る繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、本繰越計算書をもって議会にご報告をするものでございます。

事業内容については、公共下水道事業における計画変更を予定しておりましたが、変更には静岡県との事前協議、都市計画審議会における都市計画変更決定の後、静岡県の同意を得る事務行程が必要となるため、令和３年度内での公共下水道事業計画策定が困難となったため、委託費を繰越明許費として計上させていただいたものでございます。

別紙にお示しの繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和３年度公共下水道建設費721万5,000円のうち115万5,000円を翌年度に繰り越したものであり、当該繰越額の財源内訳はご案内のとおりでございます。

内容説明は以上でございます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎諮第２号及び諮第３号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　諮第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮第３号　権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷　　正君）　朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　諮第２号、諮第３号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町において法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は５名ですが、そのうち２名が令和４年９月30日をもって任期満了となります。

候補者の推薦については、人権擁護委員法第６条第３項に「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」と規定されております。

今回、任期満了となる谷半時氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方でありますので、引き続き選任いただくご提案をいたします。

また、諮第３号で推薦する佐藤直也氏においても同様でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、両委員の任期は令和４年10月１日から３年間でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示して質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、諮第２号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、諮第３号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第２号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、諮第２号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。諮第３号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、諮第３号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第４４号～議第５４号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第44号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第45号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第46号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第47号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第48号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第49号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第50号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第51号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第52号　南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第53号　南伊豆町農業委員会委員の選任について及び議第54号　南伊豆町農業委員会委員の選任についてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷　　正君）　朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第44号から議第54号議案までは、南伊豆町農業委員会委員の任期が令和４年７月30日で満了することに伴う11名の委員の選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

農業委員の選任においては、農業委員会等に関する法律第９条第１項の規定に基づき、委員の候補者を求め、委員を決定することになります。

つきましては、南伊豆町農業委員会委員の候補者として推薦・応募のあった者のうち、上小野649番地、石川憲一、加納944番地、髙野多喜雄、伊浜775番地、齋藤英治、手石672番地、関本宗一、伊浜309番地、土田光夫、二條239番地の１、土屋諭、入間919番地、萩原勇、一條633番地、山本哲農、大瀬336番地の３、山本道男、毛倉野15番地、山本良平、蝶ケ野128番地、渡邉良子を農業委員として選任したいため、農業委員会等に関する法律第８条第１項

の規定により同意をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、履歴については別紙をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第44号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第45号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第46号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第47号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第48号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第49号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第50号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第51号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第52号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第53号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第54号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第45号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第46号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第47号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第48号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第49号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第50号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第51号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第52号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第53号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第54号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第５５号及び議第５６号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第55号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について及び議第56号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第55号の提案理由を申し上げます。

本議案は、附属機関を新たに追加するため改正を行うもので、新たに設置する機関は、南伊豆町立学校統合準備委員会であります。

同委員会は、昨年、速やかに統合されたいとする学校教育環境整備委員会からの答申を受けたことから、町立中学校の統合に係る具体的な事項を審議するため設置するものであります。

引き続き、議第56号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第55号において追加した附属機関の委員に対する報酬額を定めるため、本条例の一部を改正するもので、報酬額は、日額4,500円、半日額３時間未満3,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し質疑をお願いします。

漆田議員。

○９番（漆田　修君）　９番、漆田。

55号の先ほどの町長の提案説明ございましたが、実はこの条例の第10号は昭和61年に制定されました。それで、実は61年以降、三浜中、そして、南上中、それから、三浜小学校、それらの伊豆中への統合の問題は、そのときの委員会というか設置条例は、教育環境準備委員会を経て行われたのかどうか、そして、郡下の実態はどうだったのか。これは、東伊豆町についてはこういう統合の準備委員会というのは設けておりませんけれども、改めて、環境整備委員会に町側は諮問して、その答申を受けて内部で委員会をつくって事を進めるというのは東伊豆町の例なんですが、町長の先ほどの設置の説明ですと、その意図する部分がちょっと理解しにくい。

何で屋上に屋上屋を立てるような条例をつくるのか、その辺をちょっとどういう認識され

ておりますか。その件。

それから、教育長にはさっきの郡下の61年以降の該当の条例は何を使ってやったのか、その２点についてお答えを賜りたいと思います。

○議長（谷　　正君）　総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　今回ご提案をさせていただいた条例ですけれども、附属機関の設置条例の一部を改正させてもらって、その中に、南伊豆町立学校統合準備委員会という委員会を追加したものでございます。

それは、この別表の中にはその他の委員会というものもございまして、そちらを準用して使っていた場合もあるんですけれども、それでは明確化できないので、このところ、こういった形でそれぞれの委員会を設置する場合について、細かく別表のほうに記載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　教育長。

○議長（谷　　正君）　教育委員会のほうでお願いします。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時０３分

再開　午前１０時０４分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

漆田議員の先ほどの質問につきましては、後ほど、改めて調べて回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　これ推測なんですが、多分、東伊豆町と同じような考えだと思います。

それは、例えば総務課長が手続上、僕は手続上の問題だと思うんです。例えば、改めて諮

問をしてこの件についてはいかがですかということを、従来の形でいきますと、環境整備委員会に諮問します。そして、中において専門の委員会をつくって、統廃合について改めて諮問委員会をつくって、その報告を待って答申をするというのが一般的なんですが、その意図するところが分からないんですよ。

総務課長の答弁から推察しますと、手続上の問題ではないかなと思うんです。非常に煩雑になって、改めて特定の統合準備委員会に全て委ねると、それだけですからあっという間にできてしまうということなんです。ですから、それに関わる、例えば委員会のメンバーにもよるんです。同じ色の人ばっかり集めちゃっても当然まずいと思うんです。そういう批判的な面を持った地域の疲弊に対応するためには学校の在り方はどうするかとか、従来のスクールワークの議論もありますので、そういうメンバーの在り方、その辺が非常に大事になってくると思うんですよ。

町長は、教育委員会の起案ですね、これは。教育委員会から持ち上がってますね。それを受けて、町長どう思いましたか。それはよかろう、すぐやりましょうという、そういう短絡的な考えだったんですか。町長に聞きます。

○議長（谷　　正君）　町長。

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

それが短絡的かどうかはちょっと私も分かりませんけれども、やはり流れとしてそういう形で進めるということで上がってきていますので、それを私も了承したというところです。

以上です。

○議長（谷　　正君）　漆田議員。

○９番（漆田　修君）　質疑はこれで終わりにしますが、私はそれ100％反対する立場にはいませんが、そうしますと、学校統合準備委員会の構成するメンバーにもよると思うんです。当然、当局は推進しようとしますから、政府と一緒ですよ。同じ、コミット、コミットメントやりますね。そういう同様の人間ばっかり集めちゃうんですが、それは非常に危険だと思うんです。ですから、ぜひその辺を留意されて進めていただきたいなと思います。

私は、今現在、反対です。正直言って反対です。従来の屋上で事は済むのに、屋上屋をつくってやること自体は、私はノーでありますから、一応質疑も、本当は討論みたいになりましたけれども、私はそういう意見です。

以上です。

○議長（谷　　正君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第55号の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

加畑議員。

○４番（加畑　毅君）　私は賛成の立場から討論させてもらいたいと思います。

私自身も学校の云々に関しましてはＰＴＡの役員なんかでやったこともあるんですけれども、やはりその延長線という形になると、なかなか難しいところがありまして、地域色というのも出てきます。

今、漆田議員が言われたように、どちらかに傾くというのはやっぱりないんですけれども、もうその時期だと思います。ほかの町の事例も含めてもそうですし、やはりここはきちんと組織を作ったほうがいいんじゃないかという町長の感覚というのは、私は賛同できると思いますので、賛成討論させていただきます。以上です。

○議長（谷　　正君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、議第56号の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　賛成多数です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第56号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　賛成多数です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第57号　南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第57号の提案理由を申し上げます。

全国のコンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付、いわゆるコンビニ交付サービスを、本年10月１日から導入することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君）　それでは、議第57号の内容説明を申し上げます。

本件については、町民の利便性の向上を図るため、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを活用して全国のコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を可能とするコンビニ交付サービスの開始に当たり、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、議案に付した改正文及び資料ナンバー４の新旧対照表をご確認ください。

右側が改正前、左側が改正後で、アンダーライン部分が改正箇所となっております。

新旧対照表２ページの第７条第２項では、これまで「印鑑登録証の提示がなければ印鑑登録証明書を交付してはならない」としておりましたが、マイナンバーカードを利用した交付が可能となることから、ただし書を追加し、「第10条第４項の規定による交付の申請があった場合はこの限りでない」との条文を加えました。

また、３ページの第10条印鑑登録証明書の交付に、新たに１項を追加しまして、第４項として「前３項の規定にかかわらず印鑑登録者は自ら個人番号カードを利用して地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を介して、本町の使用に係る電子計算機と電気通信回路で接続された端末機において必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる」といたしました。

内容説明は以上でございます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第58号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第58号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、令和２年２月納付分から適用する国民健康保険税の減免について令和４年度も実施するため、条例附則に規定する減免の特例要件に令和４年度分を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第59号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第59号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、令和２年度分から適用する第１号保険料の減免について令和４年度も実施することから、条例附則に規定する減免の特例要件に令和４年度分を追加し、所要の条文整理を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第60号　南伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第60号の提案理由を申し上げます。

本議案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容では、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付事業が廃止されたことから、本条例第３条第２項ただし書に定める損害補償を受ける権利を担保に供する場合の例外規定を削除するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩なんですが、トイレ等に関しても行っていただきたいと思います。この理由につきましては、先ほど漆田議員からの質問に対しての教育委員会からのいわゆる答弁というんですか、それを調べる時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時３０分

○議長（谷　　正君）　休憩を閉じ会議を再開します。

先ほど漆田議員から議第55号、議第56号の質問が当局側にございましたが、それに対して答弁がなされなかったものですから、先ほど休憩を取らせていただきまして、当局からの答弁をするということでありますので、その答弁をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君）　お答えいたします。

南中小学校・三浜小学校統合の歳の統合に至るまでの経過を説明させていただきます。

統合審議会を設置し、その中で統合するかの方針を決定しました。

決定後、今度は具体的な統合に向けての準備を図るための統合準備委員会を設置し、詳細についての調整を図り、統合に至っておりますので、今回、中学校につきましても、名称は異なりますが、学校環境整備準備委員会において速やかに統合されたいという答申を受けましたので、具体的な統合に向けての準備委員会を設置させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　よろしいですか。

漆田議員。

○９番（漆田　修君）　議長、質疑していいんですか。今の答弁に対して。駄目ですか。

○議長（谷　　正君）　どうぞ。

○９番（漆田　修君）　よく分かりました。

岩田町長の当時、三浜小学校の中小への統合されたと私記憶していますが、先ほど言いました、何で屋上屋かと言いますと、東伊豆町も特別の委員会を設けて、何ですか、環境整備委員会の下部組織で特定の委員会をつくっているということなんです。

ですから、今回、55号、56号で上げている、上程されたということは、55はあまり意味がないんじゃないかなと思うんです。そういうやり方で統廃合がなされれば、何も別に屋上屋立てることは何も意味がないと私は思うんです。

やってもいいんですよ。それに専門でかかりっきりで、委員を選任するという手続を踏むのは問題ないんですが、どっちを取るかなんです。どっちを。

私は、あえてやる必要はない。多分、その前の中学がありましたね。南上と、それから三浜中学校、それも同じ手続を踏んでいると思うんですよ。整備委員会の下の下部組織の研究会若しくは、特別の委員会をつくって事業を進展させるというやり方においては。

ですから、地域とか、学校とか生徒・保護者、それらの意見というのは、大体、下田の例を取りますと、もう決まっちゃっているんです。ですから、あえてそれに、それノーですよということはあえて言いませんが、もうそれ可決されちゃったので、さっき可決しましたね。ですから、それはそれでいいと思います。

あとは、パブリックコメント、委員会の中の、そういう人選については特に留意しながらやっていただきたいと、これは要望しておきます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　よろしいですか。

○９番（漆田　修君）　はい。

〔「議長、補足させていただいてよろしいでしょうか」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　では、少し補足させていただきます。

三浜小が統合したとき、統合審議会という名称を使っていますけれども、これも、まだ統合するかしないかがはっきりしないときの会の名称です。

全く同じように、今回の学校教育環境整備委員会、全く同じように考えていただきたいと思います。

しかも、ここでは学校関係者のみを委員にしたのではなく、両校ＰＴＡの関係者、現職ではない、学識経験者、それから、校長代表、中学校長代表と小学校長代表、これも当該校には限らず、それから、区長連絡会長、それから、建築士、バス事業者、それから、当時の工事関係者、それから、町の教育相談員等々がメンバーなんです。

というのは、先ほど議員がおっしゃられたように、私どもも最初から統合ありきと考えて進めたわけではなくて、ということは、いろいろな立場のご意見が出たほうがいいだろうということで、こういう人選にしているわけです。

なので、これで昨年度、会を進めていく中で、統合ありきという答申を始めていただいたものですから、次として統合準備委員会という名称のものを立ち上げますよということなんです。なので、これは三浜小、南中小の統合のときと何ら手続的には変わっていないと思います。

だから、東伊豆町とうちの名称はたまたま同じであって、どちらがどうということはないと思います。

以上です。

○議長（谷　　正君）　よろしいですか。

議案審議に戻ります。

◎議第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第61号　令和４年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第61号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に１億5,961万2,000円を追加し、予算の総額を53億8,267万7,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に1,011万円、民生費では社会福祉費に3,631万円、児童福祉費に585万8,000円、衛生費の保健衛生費には1,153万2,000円、清掃費に3,453万2,000円、教育費では保健体育費に4,664万9,000円などを追加するもので、これら歳出に対応する財源として、国庫負担金341万6,000円、国庫補助金4,608万3,000円、基金繰入金１億1,011万3,000円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君）　議第61号の内容説明を申し上げます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと思います。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に１億5,961万2,000円を追加し、予算の総額を53億8,267万7,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の14、15ページをご覧いただきたいと思います。

２款総務費の１項12目地域づくり推進費のうち、地域おこし協力隊推進事業には804万円を増額させていただきました。

国では、令和６年度に隊員数8,000人という目標に向け、応募者数の増加が急務である中、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊員制度」を実施しておりますが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージできないという意見も多く、「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして「地域おこし協力隊インターン制度」が新たに創設された

ため、この制度を活用し、地方への移住に関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピールを行うもので、具体的には、一定期間の滞在と広報活動を通じて、当該地域の既存移住者の生活を体験してもらうことで、人のつながりの中から町のファンを生み出し、移住や関係人口の向上、地域ＰＲを実施するものでございます。

なお、財政措置でございますが、経費の全額に対しまして特別交付税が措置をされるものでございます。

次に、３款民生費の１項１目社会福祉総務費のうち、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に3,613万2,000円を計上させていただきました。

これは、コロナ禍の長期化や物価高騰で深刻な影響を受ける生活困窮者世帯の支援を強化する目的で国が実施をする緊急経済対策の一つで、令和４年度から新たに住民税が非課税となった世帯に対し、現金10万円を支給するため、それに係る費用を予算化するものでございます。

また、３款民生費の２項３目子育て支援費につきましても、585万8,000円を計上させていただきました。こちらも、さきの緊急経済対策の一つで、住民税非課税世帯などの子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童１人当たりに５万円を支給するため、必要な経費を予算化するものでございます

次に、16、17ページをご覧いただきたいと思います。

４款衛生費の１項２目予防費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業に805万4,000円を増額させていただきました。

これは、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とし、国の新型コロナワクチン追加接種実施方針に基づき実施をされる４回目接種に係る経費を予算化するものでございまして、７月下旬から町民向け集団接種が実施できるよう準備を進めてまいります。

次に、18、19ページをご覧いただきたいと思います。

４款衛生費の２項１目清掃総務費に3,203万2,000円を増額させていただきました。

清掃センターの施設修繕については、予防保全はせず、事後保全のみを行い、その経費については、年に一度の定期点検終了後に指摘内容を精査し、修繕が必要と判断した場合には、必要最低限の経費を補正予算計上することとさせていただいております。

今回の補正は、１号焼却炉内の耐火れんがが長年の使用により膨張し、崩壊が懸念されるため、事後保全を行い、施設の適正な運転を図るものであります。

また同款同項２目じんかい処理費には250万円を増額させていただきました。

これは、昨年度に策定した南伊豆町ごみ減量化・資源化推進ロードマップに基づき、ごみの出し方便利帳の見直しや繊維類の分別収集を推進するものでございます。ごみの出し方便利帳は、平成22年に策定されて以降、平成25年に一部改正が行われたものの、大きな見直しがなく現在に至っているため、町民が分かりやすくごみ出しができるよう見直しを行うものでございます。また、事業者向けの便利帳につきましては、今まで作成されていなかったことから、この機会に合わせて作成をさせていただきます。

次に、20、21ページをご覧いただきたいと思います。

最後に、９款教育費の５項１目保健体育総務費には4,664万9,000円を増額させていただきました。

これは、町営テニスコートの本格的な貸出しに向け、さらなる施設整備を行うものでございまして、具体的には、男子、女子、障害者用コンテナトイレの設置、テニスコート周辺のフェンスの取替え、テニスコート表面に見られるコケの除去などの清掃作業や、コート全面の砂の入替え、巻上機の取替え、コート後ろに設置するベンチの購入などの経費でございます。

なお、当事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を考えておりますが、事業計画書の提出が７月末であり、交付金活用の適否に関する審査はそれ以降となることから、今回の補正予算の編成に当たりましては、取りあえず、ふるさと応援基金の取崩しにより財源を確保することといたしました。審査の結果、活用が認められた場合には、直近の町議会に補正予算を上程させていただきまして、財源の変更を行う予定でございますので、ご了承くださいますようお願いを申し上げます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りをいただきまして、12、13ページをご覧いただきたいと思います。

補正予算書の歳出に係る財源といたしましては、さきの説明と重複するところもございますが、16款国庫支出金に非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金など、合わせて4,949万9,000円を、町営テニスコート整備事業の財源として、ふるさと応援基金繰入金に4,527万円などを見込みまして、不足額につきましては、令和３年度繰越金が未確定であるため、財政調整基金を6,473万9,000円計上することで財源を調整させていただきました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

黒田議員。

○１番（黒田利貴男君）　１点、お伺いしたいんですけれども、今の説明の中で、９款教育費の中の保健体育総務事務のところで、まず、トイレとフェンスとコートの整備という、今、説明があったわけですけれども、テニスコートなので、通常、そこへテニスをやりに来るわけです。１月12日の臨時会、それから、３月30日と説明がいろいろあったんですけれども、まず、更衣室とトイレという話でずっと来ていたわけです。それが、急にテニスコートなのでコート整備という形になったわけですけれども、これ前回と同じように、一般競争入札ではなくて随意契約でそのままいくのかということ。

それと、もう一点が、テニスコートは以前に１月12日のときかな、できるだけお金をかけないように整備をしますという話があったんですが、これ、今までの総額でいくと１億になるんですよ。そこら辺、費用対効果は町有施設なので、まず見込めないだろうというのは分かるんですけれども、大分お金がかかったんじゃないのかな。

常々、財政が厳しいという話を聞いているんですが、かなりあそこに予算を割いているというのが自分の見解なんですけれども、工事請負費または備品購入費のところの入札の仕方、そこについてお答えを願います。

○議長（谷　　正君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　お答えをいたします。

備品購入のところにつきましては、先ほども総務課長のほうからご説明があったと思いますが、基本的にはトイレ３棟、男女、それから、障害者のトイレの３つを予定しております。その他に……

基本的にはそこの部分でございます。ベンチですね。ベンチも備品購入で考えています。

当初は、更衣室というところも考えていたんですけれども、これは、あの時点では当然そういうふうな考えで補正予算をお願いをしたいということでやっておりましたけれども、それ以降、議員からのご指摘もあって、許認可の関係もございましたので、遅らせていただいたという部分がある中で、実際に差田の町営グラウンドなどを見ましても、ほとんど利用者の方が更衣室を使っていないというような現状があります。そこも含めて、また、考えている部分の中では、中学校の中体連の大会であるとかそういうものについては、随分スペースもありますので、テント等を張れば十分に対応できるというような話の中で、更衣室につい

ては削除をしようというようなことで変更させていただいたところがあります。

議員のご指摘にもありましたように、国立公園の二種の関係もありましたので、ここの部分については、賀茂農林さんのほうと調整をしている中で、１つの施設が、ただし書という部分がありまして、そちらの部分で、逆に言うと屋根はいらないというようなご見解もいただいた中で、それぞれ単品で備品購入をしていきたいというふうに考えております。

その後、私どもは町長とも何回も見に行って、それと、今、無料の状況で使っていただいているんですけれども、大分フェンスの部分が穴が空いています。これは、できれば令和５年度、次年度にそういう事業をやりたいなというところがありましたが、地方創生の臨時交付金の対応なども含めた中で、もしかしたらそちらも見てもらえるんじゃないかと。先ほど総務課長が言いました、取りあえずは基金の繰入れでやっていきますけれども、それが対応できれば、当然、そこの部分については交付金を使ってやっていきたいというようなことも考えまして、今回、このような形に変更させていただいたというのが実態でございます。

どうぞご理解をいただければというふうに思います。

○議長（谷　　正君）　黒田議員。

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

自然公園法の中では、屋根の大きさが10平米を超えなければ平らな屋根でもいいですよといったところで、トイレだけになったのかなというふうに思うんですけれども、個別に発注をする、その際、随意契約でやるのか入札でやるのかという問題があると思うんですけれども、そこはまだあれですか。

○議長（谷　　正君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　お答えをいたします。

いずれにいたしましても、一番初めに補正をいただいた、昨年お願いをしたときにも、工期の短縮、それから、費用対効果、それと、本製品についての自治体等への導入実績、それと、製品の耐久性、こちらの部分等々も含めた中での製品指定という形の中で、単体での契約というものは継続をしてきたいというふうに考えております。これは備品購入のトイレの部分でございます。

当然、フェンスの関係、あるいはテニスコートの補修、砂の入替え、こちらについては入札のほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷　　正君）　いいですか。

黒田議員。

○１番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

できるだけ、予算もかかっていることですので、随契の連発ということがあんまりないほうがいいのかなと。クリーンに分かりやすい方法でやっていただきたいと思います。

今回思ったんですけれども、これ、賛成とか反対とかということではないんですけれども、こういった事業をやるときに、まずその施設に何が必要なのかと、箱物ではなくて、やっぱりスポーツをやるときにはコートなんですよね。まず先にやるべきはコート整備だったのではないのかなというふうに自分はずっと感じていたので、町長もスポーツをやられていたわけですから、スポーツをやるときに、まず更衣室が必要かどうかということは、まず最初に分かったことだと思うんですよ。だから、そこら辺を今後気をつけていってもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷　　正君）　清水議員。

○８番（清水清一君）　私は確認をしたいんですけれども、補正予算書の18ページ、農林水産費の水産業水産振興費の、これ共同施設を整備するという話がございますけれども、水産関係の共同施設というものはどういうものを指しておられるのか、それを確認しておきたいと思います。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

こちらのほうは、軽油を運ぶためのタンクローリーとなってございます。

以上です。

○議長（谷　　正君）　清水議員。

○８番（清水清一君）　目的と、何のためにやる。タンクローリーだけでは分からないんですけれども。

○議長（谷　　正君）　地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

漁船に入れる軽油、こちらについて、今までは山田石油さんがあったわけですけれども、今回、もうタンクローリーを廃止するよということでございますので、漁協がそちらのほうを購入するということで、タンクローリーの計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（谷　　正君）　清水議員。

○８番（清水清一君）　簡単な質問ですみませんけれども、管理は漁協が管理をするということでよろしいでしょうか。

○議長（谷　　正君）　副町長。

○副町長（橋本元治君）　お答えをいたします。

もともと、漁協も船に入れるためのタンクローリーは持っております。プラス、近隣といいますか、町の中であれば、山田石油さんがやはり配達をしていたいというふうなことがあります。

今回、漁業協同組合さんのほうのタンクローリーがかなりの年数になってしまって、もう使えないというような状況が発生しました。これについて、私どもは当初、山田石油さんが、要するにそれは民間さんのほうでお願いをしたらどうですかというようなお話をさせていただいた中で、その話をしたときに、山田石油はもう軽油、軽減の漁船に入れる事業については撤退をするというようなことでございました。

そうであれば、漁業協同組合さんのローリーしか漁船に入れる方法がないというようなこともありましたし、なおかつ、以前にも冷凍の車の関係の補助金を私どものほうで出させていただいたことがありました。これについても、県の補助金、県のほうでやはり同様の補助金を出しているということが条件でございましたので、今回のローリーにつきましても県のほうで補助金をつけてくれると、私どものほうも補塡をさせていただくというようなことで、今回計上させていただいたところでございます。

その辺のところ、ぜひご理解いただければというふうに思います。

○議長（谷　　正君）　よろしいですか。

○８番（清水清一君）　はい。

○議長（谷　　正君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第61号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第62号　令和４年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第62号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に33万円増額し、予算の総額を12億9,657万4,000円としたいものであります。

歳出では、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用として、総務費を33万円増額し、歳入では、国庫支出金22万円のほか、繰越金を11万円増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　議第63号　令和４年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第63号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に933万8,000円を増額し、予算の総額を２億7,682万9,000円としたいものであります。

歳出では、公共下水道新規接続における公共汚水ます設置工事に係る町単独下水道事業附帯工事費776万6,000円のほか、公共下水道区域の見直しに係る図書作成業務委託料148万5,000円を増額するもので、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷　　正君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷　　正君）　全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷　　正君）　発議第２号　国民の祝日「海の日」の７月20日への固定化を求める意見書を議題とします。

本案は、黒田利貴男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

黒田利貴男君。

○１番（黒田利貴男君）　それでは、説明いたします。

発議第２号　国民の祝日「海の日」の７月20日への固定化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和４年６月８日提出、南伊豆町議会議長、谷　正様。

提出者、南伊豆町議会議員、黒田利貴男。

賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男。

賛成者、南伊豆町議会議員、齋藤要。

以下、指名のみ読み上げます。

加畑毅、清水清一、宮田和彦、比野下文男、漆田修、長田美喜彦、横嶋隆二。

提案理由。

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨とし、平成７年に制定され、平成８年から施行されています。当初７月20日とされていた海の日ですが、平成15年以降はハッピーマンデーにより７月の第３月曜日となっています。

海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするため、当初の７月20日に固定化することを要望するためです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（谷　　正君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は、全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので、採決します。

お諮りします。

発議第２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、発議第２号議案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申請書

○議長（谷　　正君）　日程第29、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷　　正君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷　　正君）　本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

６月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和４年６月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会　午前１１時０７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　谷　　正

署名議員　　黒　　田　　利貴男

署名議員　　宮　　田　　和　　彦